

平成16年3月26日

三番町分庁舎大会議室

飼料問題懇談会議事録

農林水産省

目 次

1. 開 会	1
1. 挨拶	1
1. 委員の紹介・出欠状況	3
1. 議事録の公開	4
1. 座長選出・座長挨拶	4
1. 配付資料の確認	4
1. 資料説明	5
1. 討 議	3 2
1. 閉 会	4 7

開 会

○徳田需給対策室長 まだお見えになっていない方もありますが、定刻になりましたので、ただいまから飼料問題懇談会を開催させていただきます。

私は需給対策室長の徳田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙のところを御出席いただきまして、誠にありがとうございます。座長が選出されるまでの間、私が進行役を務めさせていただきます。

挨拶

○徳田需給対策室長 まず、開催に当たりまして、畜産部長からあいさつを申し上げます。

○井出畜産部長 畜産部長の井出でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の懇談会は、御説明すべきことも非常に多ございまして、多少時間もかかりますが、実り多い議論をお願いしたいと思っております。

最初に、最近の畜産行政をめぐる情勢について、二、三、御報告をさせていただきたいと思います。

一つは、食料・農業・農村基本計画の見直し作業が開始されました。これを受けまして、畜産部におきましても酪農及び肉用牛生産の近代化のための基本方針、いわゆる酪肉近の見直し作業に着手をいたしております。去る1月30日に企画部会を開催して検討を開始いたしましたが、畜産物価格の決定が間に挟まりましたので、しばらく休憩をいたしておりましたが、4月15日に再開をし、今後、精力的に検討をいただくことになっております。もちろん、この中では、飼料作物の生産でありますとか、流通飼料をめぐる状況も踏まえまして、そういう飼料対策についても一つの大きな重要な課題であると承知をいたしております。

二つ目は、これも去る3月18日に畜産物の価格等部会が開催されまして、16年度の畜産物価格等について決定を見たところでございます。

また、懸案になっております家畜排泄物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の適用猶予期限が10月末で切れるということもございまして、この関連対策の中で、いわゆる畜産環境リース、2分の1補助つきリースの予算を例年の210億円から301億円に4割ほど拡充をするという思い切った対策も盛り込みまして、関連対策も決定を見たところでございます。

ことは、酪肉近の見直しですとか、家畜排泄物処理の避けて通れない問題の最終年度であるということもございまして、例年、全国の都道府県の畜産課長さん方に集まっております畜産課長会議、5月の中旬ごろにやっておりますが、前倒しをしまして、連休前の4月28日に開催する予定にいたしております。各般の施策について、その浸透を図るという点で、できるだけ早く地域農家の方々に、その情報を伝えたいと考えております。

また、消費者の安全・安心の観点から、種々問題が起こっております。御承知のように、昨年12月24日にアメリカでBSEが発生いたしまして、即座に米国からの牛肉の輸入を停止いたしております。今後とも消費者の安全・安心を第1に考える必要があるということで、現在、我が国がとっております全頭検査、特定危険部位の除去が基本であるとの考え方に立ちまして、アメリカと対応しているところでございます。

また、本年1月には79年ぶりに高病原性の鳥インフルエンザが発生いたしました。山口、大分では、関係者の努力によりまして、いずれも移動制限が既に解除されておりますが、京都府の場合には、残念ながら、報告が1週間遅れたということがございまして、鶏が既に他県の食肉処理場等に出荷されていたということから、被害が拡大してしまいました。現在、政府全体としまして、鳥インフルエンザの緊急総合対策を決定しまして、関係省庁が一層緊密な連携を取って各種対策を実施しているところでございます。

こうした中で、本日の課題であります飼料について見ますと、当然、畜産の原点でございまして、安全な畜産物の供給にとって極めて重要でございます。16年度予算におきましても、自給飼料生産の強化という観点で、畜産物価格の関連対策も含めまして、コントラクターの育成の促進ですとか、耕畜連携の取り組みの強化ですとか、担い手への土地利用集積の加速化という視点に立ちまして、関係事業をかなり大幅に充実したところでございます。

一方、世界の飼料穀物の情勢を見ますと、需要がかなり増加して生産を上回るということで、期末在庫の水準が過去20年間で最低の水準まで落ち込んでまいりました。トウモロコシの価格も、ここへ来て高騰いたしております。さらに、中国のオリンピックへ向けての鉄鋼特需等がございまして、海上運賃も急騰しているという厳しい状況にございます。これを受けまして、国内の配合飼料価格もかなり上昇してきております。現在のところは、価格安定制度の適切な運用によりまして農家負担の軽減が図られているところでございますが、かなり無視できない情勢の変化が起きているということではないかと思っております。

最後に、本日の懇談会におきまして、昨年6月に、今後の飼料政策に関する実行プログラム、いわゆる工程表を作っていただきました。その際の御意見、御指摘も踏まえまして、事務局から工程表に関するその後の措置状況等についても報告させていただきたいと思っておりますので、飼料政策の今後の展開方向につきまして、さらに御意見をいただければと考えております。

最後になりましたが、委員の皆さん方の意見を忌憚なく御披露いただき、その上で飼料政策全般も冒頭に申

しました酪肉近の見直しという形でつなげていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、今申し上げたようないろいろなことをやっております、鳥インフルエンザ絡みとか、緊急を要する事態も発生しておりますので、残念ですが、資料説明の間、私、中座をさせていただいて、そちらの方の業務をこなしてこななければなりません。課長、室長から説明させますので、よろしくお聞き取りのほど、お願ひいたします。

委員の紹介・出欠状況

○徳田需給対策室長 本日の委員の御出席の状況を報告いたします。

当懇談会は、委員14名で構成されております。

それでは、出席の委員を御紹介申し上げます。

再任委員として、青沼委員です。

阿部委員です。

犬伏委員です。

須田委員です。

高木委員です。

續委員です。

手塚委員です。

内藤委員です。

中村委員です。

また、新任委員として、岩田委員の後任として増田委員です。

なお、山角委員は体調が不良で急に欠席せざるを得ない旨の御連絡がありました。また、生源寺委員は、やむを得ない事情で15時ころより参加の御予定ということでございます。本日は、大野委員の代理として平間様、吉田委員の代理として山田様の御出席をいただいております。

なお、開催通知文書とともにお送りいたしました委員名簿に誤りがあり大変申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

議事録の公開

○徳田需給対策室長 本懇談会につきましては、従前から会議及び議事録とも公開しており、議事録の公開につきましては、前回までは発言者名を付しておりませんでした。事前に文書で御連絡したとおり、今回の懇談会より発言者名も付した上での公開といたします。

座長選出・座長挨拶

○徳田需給対策室長 議事に入る前に、座長の選出を行いたいと思います。

座長につきましては、事務局の案がございまして、協議事項の継続性等から、昨年に引き続き、阿部委員に座長をお願いしたいと考えますが、皆様、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○徳田需給対策室長 では、阿部委員に引き続き座長をお願いしたいと思います。

阿部委員、座長席に移動をお願いします。よろしくをお願いします。

○阿部座長 日本大学の阿部でございます。前回に引き続きまして進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料の確認

○阿部座長 早速、議事に入りたいと思います。

今日の懇談会の予定は、4時には終了ということになっておりますので、その旨、どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、事務局から、今日の議事内容についての御説明をお願いいたします。

○徳田需給対策室長 本日の議事につきましては、配付しております資料のうち、既に御案内のとおり、資料3「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム（工程表）の措置状況（案）」、資料4「飼料をめぐる情勢」、資料8「平成16年度資料需給計画（案）」を中心に事務局より説明を行い、休憩の後に、委員の皆様方の御検討をお願いいたします。

本日、配付しております資料を確認させていただきます。右肩に番号を付しております。資料1「議事次第」、資料2「委員名簿」、資料3「今後の飼料政策の展開方向に関する実行プログラム（工程表）の措置状況（案）」、資料4「飼料をめぐる情勢」、資料5「耕畜連携関係資料」、資料6「食品残さの飼料化をめざして」の冊子、

資料7「食品残さの飼料化をめざして」について、資料8「平成16年度飼料需給計画（案）」、資料9「平成16年度歳出予算概算決定」「畜産物価格関連対策の概要（PR版）」でございます。御確認をお願いします。

以上でございます。

○阿部座長 皆様、おそろいでしょうか。よろしゅうございますか。

今、お話がありましたように、資料3から資料9まで続けて事務局から説明をいただいて、少し休憩を挟んで、その後、質疑ということにしていきたいと思います。

資 料 説 明

○阿部座長 最初に、畜産振興課長から、資料3の工程表と、資料4、飼料をめぐる情勢の1、食料及び飼料自給率の推移だと思えますが、それについて御説明をお願いいたします。

○塩田畜産振興課長 畜産振興課長の塩田でございます。本日はよろしく願いいたします。

御存知のとおり、昨年までは畜産部飼料課ということでございましたが、7月以降、畜産振興課という中で、家畜とともに飼料の関係をやっておりますので、畜産振興課から御説明いたします。

資料が多ございますが、お手元の資料3、大きな紙でございます実行プログラム（工程表）につきまして、現在の状況、私どもの施策等、普段やっていること、また、17年に向けてということも含めて御説明したいと思います。

この大きな紙の1枚目でございます。一番上のところ、すべてのことを書いております。左の方から、前回のように、飼料が我が国畜産の原点と申しますか、飼料供給体制の確立が大事であるということでございます。14年のところに書いております五つのポツですね、自給飼料の増産、流通飼料の合理化、飼料の安全性の確保、資源循環型畜産の推進、そしてセーフティネットとしての備蓄事業の再検討と、こうしたものを軸に推進しているということでございます。1番以下、この五つのポイントにつきまして、具体的な施策の状況等、また予算措置等について御説明したいと思います。

一つ目の自給飼料の増産。これは飼料増産計画の達成を目指すということで進めております。1ページの右の方に行きまして、私どもは、飼料の増産という意味では面積、そして収量という、植える面積と収量ということでトータルの増産を図っております。これまでの措置状況のところ少し小さく書いておりますが、残念ながら、面積につきましては、作付面積は伸び悩んでいると申しますか、対前年で落ちております。これは、いろんな意味で、農業者の脱落というんですか、やめていく方もいるということも含めて、なかなか伸び切っていないというところがございます。

続きまして、同じ項のところでございますが、これからは、そうした作付面積の減少に歯どめをかけていく、

天候に左右されない収量を上げていく、草種を変えていく、あるいは作目を変えていくという形で15年も取り組んでいます。答えはすぐ出てきておりませんが、現在進めております。

2番のところに入りますと、地域の条件に応じて戦略をやっていくということでございます。これにつきましても、これまでの措置状況のところでございますが、私どもとしても、15年度の5月、6月、7月と全国の都道府県を集めて皆さん方に説明し、また都道府県のレベルで都道府県の増産会議を開いております。そういう意味では、15年度、そういう形で県の中で、できるだけ農家の皆さんに声が届く、あるいはその考え方が浸透するという形でやっております。引き続きやっていきたいと思っております。

また、右の方の16年度以降につきましては、新たな米政策との連動ということで、水田への飼料作物の作付拡大ということで、そのあたりにつきましても今後、やっていきたい。これにつきましては、後程出てきます。

開いていただきまして、2ページ、単収の向上。これは当然ということで、品種を新しく創っていく。あるいは、平均的な単収という意味では、これからはトウモロコシ、非常に草丈がございまして、収量が多ございますので、トウモロコシの作付が減っているのを何とか伸ばしていきたいということでございます。

あとコントラクターの育成、まさに担い手ですね。草作りの担い手であり、畜産農家にとって、一緒にやっていくという意味でのコントラクターという、まさに集団で草作り、あるいは、今後はさらにいろんな作業体系を請け負うという集団という形での育成を考えております。これにつきましては後程、予算措置等も含めて、最も重点政策の一つとして考えてやっておりますことを御紹介いたします。

その後のポイントとしては、日本型放牧。地形に応じた形での放牧の推進。これにつきましても、いろんな形で放牧サミット等を開きながら、現地に行って進めております。

この項の中では、稲わらあるいは野草等の未利用資源の活用というのがございます。稲わらの問題につきましては、完全自給に向けてということで取り組んでおります。施策等、予算措置等も進めておりまして、現在のところ、約90%といいますか、自給で言えば、90%になっておりますが、さらに自給に向けて進めているということでございます。

以下につきましては、田また畑という形で仕分けして、2ページ、3ページで落としております。先程申し上げました田のところ、水田の新たな施策に向けて今後、展開をさらに広げていきたいということで整理させていただいております。これまでの措置状況のところでございますように、現在のところ、15年度の実施見込みで、11万7000ヘクタールということで作付がされております。

具体的には、その次の項で、稲醗酵粗飼料の計画的な推進、あるいは国産稲わらの利用に向けたキャラバンという形で進めております。俗に、WCSという稲の醗酵粗飼料を作付、転作として入れていくという形でございます。

これは16年度以降のところにあります。新たな米政策の推進とあわせて耕畜連携のための施策ということ

で、実際に植えつける対象作として位置づけていく。あるいは、実際につくったものを畜産農家が食べさせて、しっかりと家畜のえさとしてなじむようなローテーションというんですか、システムになるように、そういうことをサポートする予算措置等を講じております。

稲わらにつきましては、先程、申し上げましたように、もう一步、自給に向けてということで言えば、広域利用のための稲わらの流通促進という形での施策をサポートしております。

3ページに移らせていただきます。こうした中で、14年度以降のところ、入っておりますが、米政策の再構築の中で、耕と畜の連携ということでございます。これにつきましては、今申し上げたような形で、一番右の方にありますが、16年度からも産地づくりの対策の中で、後程、詳しく御紹介しますが、耕畜連携、まさに畜産というもの、家畜を飼う方に入っていくということで、産地づくり、現地で今まさに作ろうとしている対策の中で、畜産の飼料策を取り組んでもらうように、積極的に飼料をつくり、あるいは現地に行きという形の中で進めております。

次、畑のところでございます。こちらにつきましては、当然のことながら、草地整備というんですか、草作りの面積と単収ということでございます。これにつきましては、トウモロコシの作付拡大、これは単収的にも大きくございます。

また、これまでの措置状況のところを書いておりますが、長年ずっと工夫をするということで研究してましたトウモロコシの細断型ロールベラー、まさにトウモロコシをカットして、ビニールで巻いて、ロールベラーというんですか、えさとしてパッケージできるということで、従来は草だけのものはあったんですけども、トウモロコシ専用のそうした機械がやっとできたということで、今、普及の途に入るとということで、それを進める。それによって、トウモロコシを作付しても、エサに使いやすくなるということで、これは大きな後ろ楯になるかと思って、それを進めようとしております。

また、畑の中で、草地整備は長年ずっとやっておりましたが、草地の更新、整備につきましては予算措置等でやっております。また、担い手の集積という意味での土地利用の集積は当然伴いますが、草地整備というのは非常に重要でございます。

というのは、草は生えて青々しているんですけど、7年、10年たちますと、草というのは総量がどんどん落ちてきます。ですから、下から掘り起こし、草地をきれいにしていくことが必要であり、従来どおり、そうした草地の整備を進めております。

また、こうした草地整備はどうしてもお金がかかります。そのコスト低減ということにつきましては、畜産公共あるいは非公共、いろんな事業を展開する中で、コストの削減ということで、ここ数年の中でも27%という御紹介をしておりますが、コストの削減をより大きく、あるいは安い形でできる、根本的にやるよりも、とりあえずやってみて総量を上げていきたいということで、いろいろ工夫をし、また実施しております。事業

もそれに応じた事業として組みかえていっているという状況でございます。

4 ページを開いていただきます。草につきましては、中山間ということでは、公共牧場を従来から展開しております。また放牧ということを進めているということでございます。

新たな視点として、コントラクターということです。これは、まさにコントラクター、業務を請け負って草をつくる、あるいは、今で言うふん尿処理等々の、いろんな畜産をめぐる業務がありますが、できるだけ畜産農家の作業の軽減等々も含めて、そうした集団がいろんな業務をやるということで、これを我々は担い手の大きな核にしようと考えております。16年度のところにも、コントラクターを核としたいろんな取り組みという形の事業施策を展開しようとしています。これは大きな畜産の今後の展開などの核ということで、後程、御紹介させていただきます。

コントラクターということに続きまして、次に5 ページの方。視点としては、自給飼料の三つ目のポイントになるんですが、環境にやさしい日本型放牧と、日本型畜産という形で、自給飼料の三つ目のポイントとして、これにつきましては、先程、申し上げましたように、引き続き努力していきたい。環境問題との接点ではありますので、土、草、牛、この循環の中で大事だと思ってやっております。

四つ目、生産プロセスの開示や情報提供ということです。現在やっているのはふれあい牧場等、消費者の皆さん方との接点ということで、牧場をいろんな形で紹介する、また来ていただいて畜産に親しんでいくという事業でございます。今後は、一歩進んで、さらに畜産のこと、あるいは草づくりのこと等をいかに消費者の皆さん方に伝えていくかということは、こうした草だけの問題ではなくて、広げていくということが次のステップになるかと思えます。

6 ページの方、次は大きなポイントの二つ目で、流通飼料の合理化ということでございます。先程、部長の説明にありましたように、草とともに流通飼料、特に畜産の場合、輸入飼料ということで、その飼料の値段が非常に上がってきておりますが、民間の各系統さん、商系さんがメインとして供給されております。

これにつきましては、この工程表の中で（1）製造・供給体制の再編・合理化。これにつきましては、それぞれの状況については私どもの方で随時アンケートを取って調査しております。特に今日的課題としては、（1）の二つ目のポイントに、牛用飼料の製造ラインの専用化。まさに、BSEが起こったということから、牛用と豚、鳥用のエサをつくるラインを完全に分けていくという形で、今、工場の方の再編というんですか、整備を進めていただいています。

これにつきましては、私どもとしては、税制的に固定資産税の軽減措置という形で進めまして、16年度につきましても、継続的に財務当局に折衝した結果、税制の優遇ということで、逆に言えば、17年3月までの間に、ぜひライン分離を進めていただくということでお願いしております。系統さん初め、非常に進んでいると聞いております。また、商系さんにつきましては、今まさに取り組んでおられるということで、この1年が勝負とい

うことで進めています。

続きまして、(2) 効率的な配合飼料価格の安定制度の運営ということでございます。これにつきましても、基金の状況でございますが、エサ価格が上がれば、畜産農家にとっては、非常にありがたいのはこの安定制度でございます。これにつきましては、これまでの措置状況あるいは16年度のところにありますが、上がってくる状況の中で補てんがどんどん進む、16年度に入りますと、その補てんが非常に増えてくるということになりますと、このあたりについては、安定運営といえますか、補てんする財源の確保あるいは、それぞれ出している民間、メーカー各位のさらなる協力のもとで、これを確保しながら進めていくということだと思います。

また、異常補てんという形の中での運営につきましても今後、それを発動する機会もあるかと思しますので、そのあたりについても、私どもは準備をしているところでございます。

その他につきましては、専用ふすまの廃止ということに伴いますが、こうした中でエサの物流ということで速やかにエサが畜産農家へ届くという、一つの輸入措置としてのSBSの方式をどんどん拡大していくという状況でございます。

続きまして、7ページ。これは、ポイントが飼料の安全性確保ということでございます。当初申し上げましたように、飼料の安全性につきましては従来、昨年の6月までは飼料課というところで、飼料の安全という担当の方もございましたが、平成15年の7月以降は、御存知のように、消費・安全局というのができました。そちらの衛生管理課の方で飼料安全の担当が移行しました。また、政府全体では、内閣府の食品安全委員会が設置されまして、諸般の事項につきまして、飼料安全法の改正等々の事案につきましても、安全委員会に随時伺うという形で、そちらの方で措置がなされていくという状況に変わっております。

3の(1) 飼料の安全性に関するリスク管理ということでございます。飼料安全法改正ということで、有害な飼料の輸入・製造・使用の禁止、安全性の疑いのある飼料の届出制の導入等についての措置ということが昨年の7月1日以降ありました。また、今年に入ってから、検査マニュアルの確立等々につきまして、後程、詳しく御説明いたしますが、それぞれ体制を確立するということに進めております。

また、中程にはBSEの関係ということで、BSE対策についてというところで、これにつきましては牛の脊柱及び死亡牛を油脂の原料から排除するため、省令改正ということを書いております。BSEの関係で牛の脊柱の扱いが、後になりましたが、脊柱についても危険部位ということとの関連で、外していくということにつきまして、脊柱がまざったレンダリングの中での油脂の扱いということで、これが整理されたところでございます。今まさにそれを適用しようとして準備を進めております。

後段の方につきまして、下から四つ目ぐらいですか、豚の肉骨粉の飼料の利用についてということで、実際に肉骨粉全部を焼いておりますので、その中で豚肉骨粉の飼料利用ということについて、安全委員会に依頼を

かけております。評価結果を受けて、オーケーであれば、豚肉骨粉については今後、利用できるという方向を模索しているところでございます。

最後には、無登録農薬等の使用実態を調査しながら、今後、飼料の関係部署を通しまして、私ども、これらの農薬に関しましても監視していきたいと思っております。

続きまして、8ページ、よろしく申し上げます。安全性の観点ではGMO、そして、人の関係では抗菌性飼料添加物のポイントにつきましても、特に抗菌性飼料添加物につきましては食品安全委員会に依頼し、我が方でそれぞれの規定基準等を、評価結果に基づきまして、順次、施策に織り込んでいっております。

大きな柱としては、(2)のトレーサビリティシステムでございまして、これもBSEの関係ということで進めております。平成13年の後半からのスタートで、今準備しておりましたこと、昨年の15年12月からトレーサビリティシステム、牛の場合、生まれた時に耳標をつけ、農家段階で移動状況の情報をすべて一元化していくという形で進めております。エサにつきましても随時、できる方からというんですか、飼料情報についてもトレーサビリティをして情報提供をしていく。まさに、そういう先進的な方々の飼料給与台帳等の整備に対しては施策的にサポートしております。

(3)飼料の製造段階での安全性の対策というところでございまして、これらにつきましても、飼料安全法の改正あるいは、先程ちょっと申し上げました反芻動物用飼料の製造ラインの専用化という形での安全性の担保という形で、諸般の諸規定の改正あるいは実施に移っております。

9ページ、視点として四つ目のポイントとして、資源循環型畜産の推進ということでございまして、ここにありますように、家畜の排泄物法に基づきまして、今年10月末までに措置しながら、11月以降、新たにちゃんとするということで、15年度、いろんな施策を講じながら、先程の部長の説明のように、畜産排泄物の処理についてやっていただくようにということで進めております。

予算措置についても、16年度については重点的に施策を講じております。それは(1)の排泄物の還元等資源循環の畜産の推進として進めております。いろんな事業としては、個々の農家対応の形は2分の1リース事業というのがありますが、大きな公共では資源リサイクル畜産環境整備事業等々進めております。

二つ目の環境にやさしい飼料の開発促進ということで、飼料の中にいろんな形で環境負荷低減という形でのエサ作り、あるいはエサの添加物等々も含めて、飼料の開発については研究を進めてきている、試験を進めているという状況でございまして。

三つ目のポイントは、食品廃棄物のリサイクル等の推進ということでございまして。これは後程、小冊子等を含めて配合飼料供給安定機構の須田理事長から御紹介していただくということになっております。食品廃棄物のリサイクルは大きな課題であり、大きな魅力のあるポイントということで、こちらにつきましては諸般の事業をつくりながら、とうふかすとか、焼酎かすとか、食品の残さというんですか、工場から出てくるもの等を

中心に、どうしていくかということで、エサ化、飼料化、手法についてもリキッドフィーディングあるいは粉の形等々あるかと思いますが、これなどにつきまして、まさにこれからより推進するというので、後程、須田理事長にはよろしくお願ひしたいと思ひます。

10ページ、セーフティネットの関係ということでございます。畜産の長い歴史の中で、畜産のエサということ、特にエサがとまる、あるいはエサが異常高騰するという経験の中で、昭和48、9年のころのオイルショックの時代に経験し、50年に入ってから備蓄というのがあります。それ以降、何度かの上がり下がりがあります。そういう中で、備蓄ということの運営につきまして、まさに配合飼料供給安定機構の方でトウモロコシ、コウリヤンの備蓄、そして国の方の国貨ということで、大豆、麦の備蓄を進めております。

(1) として、備蓄水準の見直しということで、本会議の場におきまして、これまで御議論、またいろいろまとめていただきまして、現在、これまでの措置状況でございますように、備蓄数量の水準としましては、当初から20万削減して、16年度につきましては、15年度からまた5万トン減らした形で60万トンとする予定で今、全体進めることとして進めております。80万トンから15万、5万と減らし、60万トンという形で進めていきたいと思っております。大麦等の備蓄につきましては、14年度中に5万減らした形で35万という形で進めております。

(2) のところ、運営の効率化と健全化ということでございます。先程、申し上げました長い歴史のスタート時点で、エサ価格の高い時点で備蓄制度を組んだ。しかし、畜産のために非常に重要な施策でございます。そういう中で、この運営を適正に今後ともやっていくという意味で、今備蓄しているえさが、わかりやすく言えば、簿価が非常に高うございます。

これらにつきましては簿価を下げて、いざとなるときに運用していくという形での簿価の引下げということにつきまして、当然、簿価を下げるに当たっては、売って戻して買ってくるということになると、どうしても差損が出ますので、その差損の扱い等につきましては、予算措置をしていくということで、厳しい財政状況の中でも、当然ながら、それをしながら、今後の運営の効率化という意味では、いざとなったときのためにということで、それについて私どもわずかずつでございますが、進めています。

このあたりは、本当は配合飼料供給安定機構にアウトソーシングというんですか、実際の実務をやっていただいております。備蓄の基金の活用も含めた形での引下げ等につきまして非常に御苦勞をかけておりますが、進めております。

これにつきましては、11ページのところで、備蓄の運営につきまして、(3)(4)。運営のこれからの明確化、弾力化、また運営のルール、透明性、客観性の確保ということが大事でございます。放出をいつやるのかということの基準の見直しの検討、こうしたことにつきまして、ルールとして、明確化とその検討を進めていくということで、昨年来スタートし、16年度に向けてさらに詰めていかなければいかんという状況、まさに、エサ

が上がる状況でございますので、喫緊の課題として重要かと思っております。

続きまして、6番目、飼料政策の推進ということで、透明性の確保ということでございます。こうした飼料につきまして、今回の本議会も含めてでございますが、いろんな形の中で情報を発信していく、また本議会につきましても、今日の御議論等も含めてホームページ等で発信していきたいと思っております。

以上、ちょっと時間かかりましたが、私ども、こうしたプログラムに基づきまして、普段のいろんな形での委員会を開催し、あるいは都道府県、また農家レベルまで、いろんなところに赴いております。十分、不十分いろいろございますが、進めております。また、今日のいろいろな御意見を賜りまして、17年度というんですか、これからの予算に向けてまさにスタートが、役所の場合、4月、5月からスタートするというので、予算をいろいろ考えていく上でも非常に重要かと思っておりますので、この後、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

引き続きまして、これから飼料をめぐる情勢全体の説明の中で、スタートということで、資料ナンバーの4、ちょっと厚うございますが、見ていただけますでしょうか。

最初の食料及び飼料自給率の推移以下、自給飼料、流通飼料、安全性ということで続きます。開いていただきまして、1ページ、食料及び飼料自給率の推移ということでございます。

御存知のとおり、ここには昭和40年度と平成14年度の対比ということでございます。真ん中あたりに畜産物というところで、面積的に見ればわかるかと思うんですが、昭和40年代の全体の供給熱量の中で占めるシェアということ、全体の中では米の上ということですが、幅が狭かったです。平成14年度につきましては、10数%、16%という形で非常に幅が大きくなりました。その中で、網かけの部分が輸入飼料による生産部分ということでございます。

こうした中で、食料全体での畜産物、これは国産という意味で、国産の草を作り、それを食べるということでは、面積的にはイメージ的には同じぐらいなんですけど、それ以降伸びてきた畜産物については輸入飼料に対する依存は高うございます。結果的に見れば、自給率が低いということが、畜産物を食べても供給熱量全体の食料自給率の中では下がってくるということがこの絵でわかります。

そうした中でも、飼料の自給率の向上を努力するというので、2ページを見ていただければ、今の状況が全体でございます。この後、粗飼料あるいは流通飼料という形で整理して、2ページの方では飼料の自給率でございます。残念ながら、飼料の自給率、この表の中では下から三つ目あたりに26.3、25.7、現在、4年度概算で24.2とございます。国内の粗飼料自給率のところも77.1、あるいは濃厚飼料のところは9.5ということで、先程、御説明申し上げましたように、施策等を講じておりますが、残念ながら伸びておりません。そういうことについては今後、いろいろ御意見賜りたいところでございます。

一つには、そうはいえども、本当に頑張っているところについては、エサについてはしっかりつくろうとい

う努力、あるいは担い手が育っているということを後程、御説明したいと思います。

2 ページの下の方にあるように、飼養頭羽数につきましても、若干でございますが、下がっている。しかしながら、国産的には頑張っている部分があるかと思えます。一方で、農家数が非常に激減する中において、残った皆さん方があいたところを含めて草をつくり、自給飼料を頑張ろうとしているという状況がございます。

以下、自給飼料等、順次、それぞれ担当室長の方で説明をやっていきますので、よろしくお願いいたします。

○阿部座長 ありがとうございます。

続きまして、お話がありましたように、資料4につきまして、最初に、自給飼料をめぐる情勢については草地整備推進室長から、その後、資料4の3、流通飼料をめぐる状況につきましては需給対策室長から、資料4の4の飼料の安全性確保をめぐる状況につきましては飼料安全管理官から、それぞれ御説明をいただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○原田草地整備推進室長 草地整備推進室長の原田でございます。よろしくお願いいたします。

資料4の3ページから、続いて御説明いたします。3ページは、食料・農業・農村基本計画の概略が書かれています。ほとんど御承知のとおりの内容ですが、右下の四角の中に飼料関係の指標をまとめてございます。平成9年は基準年でございます。22年の目標に向かつての数字があるんですが、先程、課長からも説明がありましたように、面積、収穫量、単収、結果としての飼料自給率、それぞれ平成15年は基準年に比べて数値が若干下がっているという状況でございます。

続きまして、酪肉基本方針の内容でございます。4ページ目でございます。食料・農業・農村基本計画と同じバックデータを用いておりますが、畜産の方では酪肉基本方針という別の法律による計画がございますので、まとめてございます。平成12年にまとめたんですが、この際は、特に環境問題と資源の循環問題、あるいは酪農、肉用牛経営におけるゆとりの問題、こういったものが委員の方々から御指摘ございました。

右の四角の中に基本的な指針と書かれています。その中ほど、一つは多面的な機能を有する自給飼料生産ということで、食料安全保障的な機能も家畜生産は持っているんだということ、ライブストックと言いますが、人間が食べれない草を食べる大家畜について、位置付けをはっきりさせようということがございます。

次に、特に土地利用農業の基盤作りということで、土、草、牛という三つのバランスを十分配慮しながら進める必要があるということで打ち出したものでございます。

基本方針は牛の分野も含めて書いてありますが、それを具体的に次のページ、5ページ目の飼料増産推進計画にブレークダウンして、飼料増産の部分を実体的に進めてまいりました。メンバーは左の下の表に書いてございます。これは国だけではなく、都道府県あるいは団体と一丸となって進めていこうということでございました。特に右の四角の上の方に、飼料増産推進計画（骨子）でございますが、Ⅰ、Ⅱは基本計画と同じでございます。Ⅳの中で、具体的に九つの推進方策を掲げてまいりました。かなり進んでいるもの、あるいはかなり

宿題が残っているものもございます。後程、具体的に御説明いたします。

16年度の予算につきましては、右の下に書いておりますが、これも後程、個別に具体的に御説明したいと思います。

飼料自給率の内容をもう少し詳しく6ページからお話したいと思います。先程、飼料自給表で24.2%になっているという御説明をいたしました。この右上のグラフでは、飼料自給率、中ほどに全畜種とございます。14年度24という数字になってございます。これが全畜種の飼料自給率です。粗飼料を利用できない豚や鳥も入っているということで非常にウェイトが低くなりますが、粗飼料、草を利用できる家畜ということで、肉用牛の繁殖と酪農に分けたのが上の方のグラフです。一番上の肉用牛繁殖で見ますと、約6割の自給率になっている。真ん中にあります酪農になりますと、34%ございます。決して高いとは言えない数字でございますけれども、濃厚飼料しか食べられない豚系と比べますと、それなりの自給率はありますが、今後、これをいかに高めるかということが課題になっております。

次のページは、2ページ目にありました需給動向の経年的なものを少し詳しくしたものでございまして、これは省略させていただきます。

8ページ目を見てください。具体的に大家畜経営、酪農と肉用牛につきまして、どのような形で飼料自給率が推移しているかということをもとめたものでございます。右上の表が1頭当たりの飼料の需要量です。酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育と続きますが、肉用牛肥育を除きまして、数年で1頭当たりの飼料需要は伸びております。言ってみれば、大食いになっているということでございます。需要がふえているのに対して、この分だけでも、少なくとも自給を当てないことには自然体で下がってしまうということがございます。1頭当たりの飼料需要が大きくなっているということも、これは見逃せない数字になっております。

真ん中は粗飼料給与率でございます。昔は、粗飼料給与率イコール粗飼料自給率ということでございましたが、最近では農家が購入粗飼料を給与しますので、購入飼料も含めて、粗飼料というものをどれだけ牛に与えているかというのを示したのが真ん中のグラフです。

酪農で言いますと、北海道は14年57.6%、都府県で42.4%。平成9年あたりから見ても、酪農で見ますと、給与率自体はそれほど下がっていないということがわかっていきたいと思います。肉用牛につきましても、繁殖で見ますと、14年は67.3%ですが、9年から見ましても、67%台を、給与率という意味では維持しているということが言えます。肥育につきましても、給与率は低いですが、それなりに維持している。

ただ、一番下の表ですね、自給率になりますと、これが給与率との間に格差があるということでございます。酪農の北海道を見ていただきますと、酪農北海道の場合は粗飼料給与率と自給率に余り大きな差はありません。自給率でも54.1%、14年ということで、過去5年ぐらい見ても、余り大きな変化はありません。

ただ、都府県になりますと、例えば14年は17.2%ございます。粗飼料給与率が14年は42.4%ですから、この

差の25%分は購入粗飼料に頼っているということがここからもはっきりわかると思います。同じことが肉用牛肥育系でも言えるわけです。

これを見ますと、農家の方々は大家畜、牛でありますので、粗飼料を食べさせることは大変大事だということとは認識されているんですけども、飼料畑がない、あるいは労働力がないということで購入飼料に頼っていらっしゃるということがわかります。

したがいまして、自給率向上というときに、私たちはいつもカロリーベースの自給率と申すんですが、農家の方々はほとんど現物ベースですね、牛肉なら牛肉の自給率、乳製品なら乳製品の自給率というイメージを持ってまして、カロリーベースのイメージがいまひとつ浸透されていないということで、自らエサを作るということについての問題意識ははまだちょっと欠けているのかなと、我々の指導、PR不足もあるんですが、そういったことが感じられます。

次に、具体的にどういう面積でエサをつくっているかといいますと、9ページ目になります。飼料作物の面積、右の表にまとめてあります。15年度は約93万ヘクタールでございます。平成2年に100万ヘクタールを越していますが、毎年ちょっとずつ減っている。特に減りの大きいのが都府県でございます。都府県では基準年の9年と15年を比べても、8%減っているということになっております。

飼料作物の中身には主に、いわゆる牧草地に生えています牧草と、畑で、あるいは水田で水を落として植えますトウモロコシ、ソルガムというものがございます。牧草で見ますと、面積は余り変わっておりません。これは北海道中心でございますので、比較的安定しておりますが、トウモロコシ、ソルガムの面積が最近、減っている。

一番大きな原因は、牧草ですと、ロールベールサイレージといいまして、トイレットペーパーのように草を丸めていく機械が発達しております。これはほとんどワンマン作業が可能ですので、大変省略化されております。既にそういう機械体系が定着しているんですが、トウモロコシ、ソルガムの場合は、そういった機械体系が今までできなかったということで、いつの間にか作りにくい作物になってしまった、機械体系上。そういったことが挙げられると思います。

一方で、一番下の表に大家畜飼養農家戸数、肉用牛、繁殖と酪農家の農家戸数が書いてあるんですが、見てわかりますように、基準年の9年と15年を比べても、全国で3割近くも農家が減っていらっしゃる。当然、規模の小さい農家の方が多いんですが、個々の農家の方々が持っている畑が流動化しない限りは、その持っている面積で草がなかなか植えられませんので、農家戸数の減少は飼料作物の面積が伸びないということの一番大きな原因になろうかと思えます。

それにしても、3割減っている中では、面積はある程度確保されている。これは農家の方々の努力あるいは農家の方々が手放した畑を周りで利用する努力がある程度はされているのかなと思っております。

次のページは、地域的に飼料作物を見たものでございます。右上の表に北海道、都府県。都府県は地域別にございますが、先ほど都府県が8%の減だと申し上げました。中身を見ますと、9年と15年で沖縄以外は全部減っているんですが、比較的減りが少ないのが東北、九州でございます。ほかの地域は2桁以上の減少ということで、東北、九州以外の地域での飼料作物の面積が減っていることが大きい。

それを田で見ますと、その下の表でございますけれども、東北、九州では逆に、田の面積が14年と9年を比べると伸びているということがわかります。ほかの地域でみな減っております。したがって、田でうまく植えているところについては、飼料作物の面積の減りが比較的少なく済んでいるということで、畑の面積の減少を田でカバーしているということが、この数字からわかると思います。

水田の場合は、特に転作を中心に水管理の問題等でございますので、非常に組織的に取り組みが進んでいるということがございます。したがって、今後とも、水田につきましては、本来は稲を植えるところでございますが、組織的な転作を前提にしますと、水田でいかにうまく飼料作物をつくっていくかということとは欠かせない視点ではないかと思っております。

次のページが単収でございます。収量全体には面積掛ける単収でございますので、単収が大事なんですが、右上の表、単収の推移を全国と北海道と都府県別に分けております。ヘクタール当たりのトンで示していますが、平成15年は特に冷夏あるいは長雨の影響がございまして、38トンと非常に低い水準に留まってしまいました。ここ数年では大体40トンを超える水準で推移しております。特に、15年は長雨、冷夏の影響で北海道、都府県とも減りの影響が大きくございます。

真ん中の飼料作物別に見ますと、15年は牧草もトウモロコシ、ソルガムもすべて長雨、冷夏の影響で低かったんですが、それ以前を見ますと、トウモロコシ、ソルガムは比較的単収は伸びている。牧草は長期的に単収が低迷している部分がございます。

トウモロコシ、ソルガムは本来、南方性の作物でございますので、大変収量の高い作物なんですが、先ほどお話したように、面積が減っているということもございまして、品種の切り換えができていないということもあろうかと思えます。品種の切り換えについては、次の下の表、飼料作物の奨励品種の普及状況で示してございます。

奨励品種と申しますのは、各県で地元の気象条件等を考えて、それぞれ良い品種だよというものを規定しております。その流通状況を飼料の販売量で見ますと、これも14年、9年で見ますと、数量全体で7%、飼料作物の種は減っているんですが、中でも奨励品種が2割も減っているということで、いい品種がそれぞれできてはいるんですが、末端にまで普及されていないということがあらわれております。そのことも単収が低位にとどまっている影響ではないかと思っております。

次のページは、一方で、毎年毎年種を播くばかりではない牧草地における単収の状況でございます。先程、

お話ししましたように、牧草地も単収が長期的に減っているという中で、特に単収に影響を与えます草地更新。永年草地の場合は、だんだん年が経ちますと収量は減ってまいります。

理想的には7、8年、少なくとも10年に1回は畑を起こして牧草の種を播き直すという行為を、更新と言っておりますけれども、例えば北海道で見ますと、平成10年、53万ヘクタールという牧草地がある中で、更新面積が2万2000ヘクタール、更新率4.2%ということで、言ってみれば、25年に1回しか更新できてない。極端に言えば、そういう数字になっています。放牧地が入っておりますので、放牧地を除きましても、6%ぐらいの更新率ということで、6%で見ても15~6年に1回ということで、更新が非常に低位に留まっております。

一番下の表が飼料作物の収穫量、先ほどの面積と単収を合わせた収穫量でございます。ここ3年、減少傾向、特に15年は単収の低下が響いておりまして、マイナス6%という減少になってきてしまいました。

次のページから輸入粗飼料との関係を御説明したいと思えます。私ども輸入粗飼料が大変増えているということの一つの意識として持っております。自給飼料を作るときには、実際は自給飼料の方が生産コストは安いんですよという言い方をしております、その根拠になっておりますのが右上の表でございます。自給飼料の費用価というのは統計情報部の生産費調査の中で出てくるものでございまして、実際に自給飼料を売り買いする値段ではございません。我が経営で使っておりますので、仮に計算したら、このぐらいのコストになるという計算でございます。

全国、北海道、都府県ありますが、ここ数年、若干低下傾向ぐらいで大きな変化はございませんが、北海道で46、7円、都府県で60円。最近、64、5円が60円になってきた。TDN当たりの円でございます。TDNと申しますのは、牛が消化できる養分に着目して用いている単位でございます。

これに対しまして、輸入粗飼料の価格を見ますと、ヘイキューブ、乾牧草、稲わらとありますが、これも同じ栄養成分で換算しますと、ヘイキューブは73円、乾牧草85円とあります。これだけ見ると、自給飼料安いですよという説明に使うんですけれども、実際、新たな投資をして、例えば土地を購入し、機械を買い、新たな労働を投資すれば、もう少し費用はかかりますので、こういった点で、今自分が持っている土地には目いっぱい植えていっても、拡大ということにはなかなか農家の方も難しい部分があると理解しております。

この辺の関係を下のフローチャートで示しております。一番下に牛の絵が書いてあります。先程、お話ししましたように、農家自身は良質粗飼料の重要性は認識されているんだと私たち、現場を回って思っております。特に最近の子牛の育成期には良質な粗飼料を与えないと発育が悪くなる、あるいは分娩時期の周産期医療の問題もそうですが、分娩時期の大事な時期に良質粗飼料を大変必要とする。ルーメン醗酵も大事だということが分かっております。

ただ、右上にあります、農家の方々は、先程、お話ししましたように、土地も労働力も手いっぱいという中で、新たに投資するのは大変だと。それと、輸入粗飼料なら、必要なときに1週間分持ってきてくれるので、

貯蔵庫も要らないしなと、あるいは品質も結構いいしなということで、大変重宝されているというのが実態だと思います。

供給される業者の方々にとっても、営業努力だと思うんですが、特に米国、豪州を中心に安定供給できるということと、非常にロットが増えておりまして、輸送コストも下がってきている、農家の厳しい目を通して品質も安定してきている、当然無税であるということで、ある程度、国産粗飼料で賄えない分を輸入粗飼料で賄っている。

私ども、長年、こういったことに対しては自給飼料を利用すべきだということだけを言ってきたんですが、逆に言いますと、利用しやすい自給飼料を提供していかないと、農家の方々には魅力がないんだということをもう少し真剣に考える必要があるのではないかと考えております。

輸入粗飼料の関係につきましては、思い込みで書いているかもしれません。後ほど、専門の委員から最近の状況等を教えていただければありがたいなと考えております。

次のページが具体的な粗飼料の輸入状況を品目別に見ております。特徴的な動きを1点だけお話します。輸入量の下の方に稲わらとございます。平成11年、12年ぐらいまでは25、6万トンのペースで入ってまいりました。14年は中国産の稲わらをニカメイガの発生の関係で止めたものですから、3万3000トンと極端に落ちております。ただ、この分が上の乾草、13年までは180万トン程度あったのが、14年には220万トンということで、稲わらが減った分を、特にグラス・ストローですね、えん麦のわらとか、そういったものの輸入で代替されているということがございます。

後程、お話しますように、国産わらの増産運動もかなり成果が上がっているんですが、国産わらを利用できない方々は輸入のストロー、えん麦わら等で代替されたということがこれでもわかろうかと思えます。

次のページから、こういった状況に対して、どういう形で粗飼料自給を進めていくのかということ、ターゲットを絞って御説明いたします。

最初に、15ページが水田での飼料作物生産で、特に最近増えております稲醗酵粗飼料の整理でございます。右側に稲醗酵粗飼料の概要がございます。米がなる前に、米の部分と、まだわらじゃありませんが、茎と草を一遍に刈り取りまして、これを醗酵させる、サイレージ化するという飼料でございます。収量は、牧草、トウモロコシよりは低いんですが、栄養価的には遜色がないということで、牧草のサイレージと同じような形で使えます。

真ん中に面積の推移がございます。昔、ちょっと普及した時期があったんですが、平成10年、11年は数十ヘクタールという状況でした。13年から本格的に始めまして、15年は4900ヘクタール——これは7月の見込みでございまして、恐らく5000を超える水準になろうかと思えます——ということまで増えております。

下に主な県がございます。特に熊本、宮崎、割と近いところに畜産農家も居て、米の農家も居ると、連携し

易いというところを中心に進んでまいりましたが、最近では秋田、新潟、余り畜産農家は少ないんだけど、稲作地帯で一生懸命稲作粗飼料を作って、畜産農家に流通させるという取り組みも増えてきております。

その柱になりますのが次のページ、16ページの耕畜連携対策でございます。16年度から今までの転作の中身が変わりまして、もっと産地の意向を踏まえた米づくり、あるいは転作の作物づくりをしてもらおうということで取り組んでいるものでございます。

真ん中にピラミッドのような表がございます。一番高いところですね、麦・大豆・飼料作物というのがあります。ここは、2段目にあります産地づくり推進交付金。これは各地域のある程度自由裁量で麦・大豆・飼料作物の単価を決めたり、ほかの取り組みもやるということに対する交付金でございます。これは全国で水準が変わってまいります。それに対しまして、一番上に麦・大豆等飼料作物につきましては、全国一律1万3000円という形で、さらに加算をするという整理をさせていただいています。

これにつきましては、資料5を見ていただくといいと思います。耕畜連携だけまとめてございます。資料5の表紙をめくって1ページ目でございますが、転作において飼料作物がどういう位置付けにあるかというのが書かれてございます。これは転作の飼料作物ということですが、これには普通の飼料作物と飼料作物用稲というふうに分けてございます。飼料作物用稲は稲醗酵粗飼料と、最初からわらにしか用いないわら専用稲という区分がございまして、これはすべて飼料作物という取り扱いを、転作上、させていただきまします。産地づくり対策として、基本の1万円、担い手の4万円と耕畜連携の1万3000円が全部つけば6万3000円付きますよという整理になってございます。

次のページが先ほどのピラミッド型をもう少しきれいに、現在と16年度以降という形でまとめたものでございます。2ページ飛ばしていただきまして、後ろの方にパンフレットが2種類ついてございます。

私ども、特に飼料作物を水田で作っていただくに当たって、現場の市町村段階で農家の方々が、特に畜産農家の方々が中に入って、こういった作物を作りたい、あるいは堆肥をこういうふうに還元するというようなことを具体的に取り進めていただくために、各県も通じていますが、現場段階、農家の段階まで、このパンフレットを配る形にして、現場での取り組みに役立てていただくということにしております。これは後程、見ていただきたいと思います。

こういう形で、今まで、転作につきまして、畜産局、私も含めまして、転作で作る飼料作物はイマイチ使えないんだよなという腰が引けた部分もあったんですが、この数年、あるいは16年に向けて、転作田の活用をしっかりと、もっと畜産農家に結びつけるということをしていきたいと思っております。

次の17ページが副産物としての稲わらの利用でございます。右上の表に生産量、輸入量と書いています。生産量の一番下に国産自給率とあります。14年は89.8%でございました。約9割の稲わらの需要に対しまして、国産稲わらで約9割までポイントをアップしてきたということでございます。

下の円グラフにありますけども、円グラフの一番大きな面積を占めていますのは、未だにすき込みその他ということで、7割はすき込まれているということでございます。稲作農家の方々は兼業農家の方が多いので、あるいはコンバインの普及もありまして、わらは田圃に置きっ放しということがまだまだ多ございますので、これをいかに集めて有効利用するかということは、まだまだ課題として残っていると思っております。

次のページが、そういった中で、どうすれば転作も含めた飼料作物あるいは稲わら集めをやっていくのかということでございます。我々は、忙しいというか、余裕のない畜産農家に分かるものとしてコントラクター、飼料作物や堆肥還元なんかの作業を受託する組織でございますが、こういった組織の育成が一番大事じゃないかと思っております。

右上の表は、その推移でございます。全国の欄を見てください。平成5年度、10年前は47の組織でしたが、14年、10年かかりましたけれども、今ではその6倍の267の組織になっております。受託面積も7万7000ヘクタールと、毎年増えてございます。その形態も、下の表で見てわかりますように、全体的には267のうち、一番下の営農集団が180、約7割でございますけども、上から二つ目の有限会社、コントラクターを専業で行っている組織として有限会社が50弱、2割弱まで増えております。今後は、営農集団ももちろんですが、コントラクターを専門にされる有限会社等も含めて、組織的な対応をしていければと思います。

次の19ページは、具体的にどんなことをされているかというのが例として書かれております。北海道から九州までいろいろありますので、本当に代表的な例でございます。右の作業内容を見てわかりますように、飼料作物の収穫だけではなくて、特に最近では堆肥の散布、特に括弧にあります、耕種作物への堆肥散布ということで、耕畜連携という意味でもコントラクターが大変重要な役割を果たしている。稲作農家は米をつくる機械はありますが、飼料作物をつくる機械あるいは堆肥を散布する機械はありませんので、それを結びつける働きとしてコントラクターが重要だと思っております。

それと、最後になります20ページでございます。そういったコントラクターをこれから担い手の中心に据えようと思っているんですが、一方で、省力的に、あるいは資源循環の上でも放牧を進めることが大事だということでございます。

右上の表に幾つかの放牧のスタイル。集約放牧と申しますのは、放牧といっても、かなりの栄養素を放牧地にとって、生産量は余り下げないといいますか、そういった意味の放牧でございます。11年間のデータしかないんですけども、面積的には変動するんですが、取り組んでいる県は大分増えてきております。農家の戸数も増えております。今では30県近い県で組織的に取り組んでいらっしゃる。

あるいは、下から2行目にありますが、遊休棚田利用放牧。これも11年の138ヘクタールから、今はほぼ倍になりました。取り組み県数も2倍になって、20県近くがやっております。これは、特に中山間地で耕作放棄地になっているようなところを、牛を放すことで草刈りをさせるということで、特に中国地方を中心に行政サイ

ドでも大変熱を入れて行っております。特に棚田を保全するという意味でも大変よく行っております。放牧の場合、先程の集約放牧は、どちらかというと、酪農家個人の放牧でございますが、このような遊休地の放牧になりますと、地域でまとめて組織的な放牧をするということで事例が増えております。右側に、そういった事例が書かれてございます。

まだまだ放牧の面積的は少ないんですけれども、各地で取り上げられて話題を播いておりますので、こういったものは、特にこれから、酪農、肉用牛それぞれ個別の特徴ございます、あるいは地域の特徴ございますので、きめ細かい形で地域に合った放牧のスタイルを進めていければなと思っております。

自給飼料関係の方は以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

次、お願いします。

○徳田需給対策室長 次に、21ページからの流通飼料をめぐる状況について御説明します。

さきに戻りまして、1ページ目で、先ほど課長からカロリー自給率の関係を説明しましたが、灰色の部分で輸入飼料による生産の部分、ここにかかわってくるのが流通飼料の問題でございます。

2ページ目で、右側の表にありますように、純国内産濃厚飼料自給率10%弱になっておりますが、この部分でございます。注1にありますように、濃厚飼料の中で国内産に由来する部分は米ぬか、ビートパルプ等の食品製造副産物からのものでございまして、輸入大豆から搾油した後発生する大豆油かすについては輸入したものと扱っております。

21ページでございます。(1)配・混合飼料の生産動向でございます。右側の表にありますように、昭和63年度の2600万トンピークに、徐々に減少傾向で推移しておりまして、このところ、2400万トン台になっているところでございます。

22ページ目、流通飼料の原料となる飼料穀物の国際需給の状況でございます。右側の表を見ていただきたいんですが、生産量が伸び悩む中で消費量ですが、米国、中国を中心に拡大しておりまして、生産量が消費量の伸びについていけないという状況でございます。それぞれの世界の計を見ていただくと分かる通りでございます。ここ数年、これを期末在庫量の減で賄っているということでございます。

特に中国でございますが、4年前には1億トンあった在庫量が2000万トンということでございまして、この結果、世界の在庫率は99年/2000年の期の23.9%に対しまして、その半分以下の10.9ということでございます。粗粒穀物の在庫率としては、過去30年を振り返っても最低の水準になっているということでございます。

それから、23ページ目でございます。飼料穀物の輸入状況でございます。右の表を見ていただきたいんですが、まず配合飼料の原料の約半分を占めますトウモロコシです。米国に大きく依存しておりまして、15年の括弧の中ですが、95%ぐらいを毎年占めているということでございます。また、トウモロコシと同様、配合飼料

の主原料でありますコウリヤンにつきましても、米国が15年度で73%、アルゼンチンが21%ということで、特定の国に依存しているということでございます。飼料穀物の合計で見ましても、米国が83%という結果になっております。

24ページでございます。飼料穀物等の価格動向でございます。右側のトウモロコシのシカゴ相場の推移を見ていただきたいんですが、先程、紹介しました米国のトウモロコシは世界の生産量の約3割、輸出量の7割を占めております。昨年は、米国につきましては最高の出来だったにもかかわらず、世界の在庫率が減少傾向で最低の水準となっているということで、シカゴ相場もそれを反映して上昇してきているところでございます。

次に、25ページ目でございます。海上運賃フレートでございます。このような場では、今まで余り紹介することはなかったんですが、フレートの推移、右側ですが、ガルフ～ジャパン、5万から8万トン級ということでございます。ガルフといいますのはアメリカのニューオリンズ周辺のメキシコ湾を指しまして、先程の米国の飼料穀物については、ガルフからパナマ運河を通して日本にやってくるということで、5万トンから8万トンというのはパナマ運河を通る最大級の船ということで、パナマックスと言っていますが、そういうもののフレートの推移でございます。

ここ数十年、2、30ドルぐらいで推移しておりましたが、2倍以上の水準にはね上がっているということでございます。これは、中国が2008年の北京でのオリンピックとか、2010年の上京での万博とか、そういうもので著しい経済発展に伴って鋼材需要が増加しているということでございます。鋼材等につきましては10万トン以上のケープサイズの船が一般には使われますが、同じバルクものということで、パナマックスも影響してきているということでございます。

右側のグラフの下にありますように、途中、折れ線グラフが切れていると思うんですが、12月までは日経新聞等で価格は公表しておりましたが、それ以降は数字が出ていないということで別な統計に変えたところがございます。それほど高騰しているということでございます。

26ページの為替レートについては省略させていただききたいと思います。

27ページは流通飼料の合理化ということで、飼料メーカーの合理化努力を紹介しております。飼料メーカーは自由な競争のもとで生産性の向上、物流の効率化に努めているところでございます。右側の立地別配合飼料工場数及び生産比率を見ていただきたいんですが、一番下の欄で、昭和60年度の工場数については193、平成14年の工場数については139ということで、約7割になっています。また、この間、工場については畜産産地を背後に控えます茨城の鹿島、あるいは鹿児島島の志布志の大規模港湾地区に移転集約されておまして、臨海部に立地する工場は約7割ということで、生産量は9割に至っております。

それから、28ページで、先ほどのような飼料穀物の価格の上昇を受けまして、配合飼料の価格の動向でございます。右にありますように、配合飼料工場渡価格については高くなっております。異常補てんが出ました平

成8年の水準に近づきつつあります。

29ページでございます。このような配合飼料価格の高騰の中で、制度としての対応でございます。(7) 配合飼料価格安定制度の概要でございます。まず①のところでございます。配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するために、昭和43年度から民間の自主的な積立、配合飼料メーカーと畜産経営者の積立によって通常補てんができております。昭和49年には、通常補てんでは対処し得ない異常な価格高騰に対応するため、国の支援による異常補てんということで、国と配合飼料メーカーの積み立てによって異常補てん制度が措置されているところでございます。

こうした中で、先ほど説明したように、配合飼料価格は上昇しておりますもので、通常補てんが、12年度の第4四半期以降、15年度の第3四半期を除いて、每期発動されているという状況でございます。

右側の表を見ていただきたいんですが、補てん財源の状況でございます。異常補てんにつきましては、平成7年、8年と470億円出ております。それ以降は出ておりませんが、平成14年度につきましては、括弧で13億円書いてありますが、これは注2を見ていただくとわかるんですが、BSE特例交付金事業として出したものでございます。

また、通常補てんについては、8、9年に▲が立っておりますが、これは価格の上昇に基づきまして補てんされた結果、底を着いたということで、注1にありますように、通常補てん財源に不足を生じた結果、異常補てん基金より無利子の特例貸付を行い、さらに平成9年度においては、現在の農畜産振興機構の財源を活用しまして、事業により無利子の貸付を行ったというところでございます。

平成15年度の見込みでございますが、異常補てんは970億円余りあります。通常補てんですが、年度末残高は346億ということで、前年度を上回っております。ただ、先ほどの価格上昇を受けまして、14年度第1四半期であるよんろく期につきましては、トン当たり4000円の補てんが予想されております。

1期当たり、先ほど説明しましたように、年間の配合飼料が2400万トン弱としますと、1期4分の1で600万トンということで、トン当たり4000円かける600万トンということで、240億円の発動がされております。加入率をかけますと、もう少し少なくなります。200億円は優に超える額を発動されるということで、工程表に書いてありましたけども、今後、財源状況を十分把握しながら適切な対応をしていく必要があると考えております。

次に30ページでございます。(8) 飼料穀物備蓄制度でございます。左側の説明にありますように、備蓄制度につきましては、輸出国の凶作や輸送ルートにおける障害等の不測の自体に対処するため、これまで配合飼料主原料の需要量のおおむね1カ月分を目標に備蓄を実施してきたところでございます。このうち80万トンにつきましては、社団法人配合飼料供給安定機構がトウモロコシ、コウリヤンを備蓄し、残り40万トンは、トウモロコシ、コウリヤンの代替となります大麦等を国みずからが備蓄してきたところでございます。

また、これとあわせまして、配合飼料メーカーに対し別途、使用量のおおむね1カ月分の在庫を確保するよう指導してきております。近年、配合飼料主原料の需要量の減少傾向を推移していることを踏まえて、本懇談会でも検討していただいた結果、備蓄水準を見直すこととしまして、トウモロコシ、コウリヤンにつきましては平成15年度当初に15万トン削減して65万トン、大麦等につきましては5万トン削減して35万トンの100万トン体制になっています。さらに、来月、16年度当初におきまして、トウモロコシ、コウリヤンを5万トン削減して当面、95万トン体制で実施する予定にしております。

それで、31ページの上ですが、トウモロコシ、コウリヤン以外の飼料大麦につきまして、飼料需給計画に従って国みずからが買入れし、備蓄を保管しているところでございます。

また、右に備蓄穀物の貸付の状況を紹介しております。備蓄用飼料穀物につきまして、放出のほか貸付を平成4年度以降やっておりまして、計20回、120万トンの貸付を行っているところでございます。

32ページに、備蓄対策事業のフローを紹介しております。一番左下の注2なんですけど、これまで国の補助金につきましては一括して配合飼料供給安定機構に出していたところでございますが、平成16年度から、行政改革の対応等により、保管料については国から備蓄穀物の保管を行う主体に直接交付するというので、協議会を立ち上げて、そこからお金を出すような仕組みに変えることにしております。ただ、国の代行機関であります配合飼料供給安定機構の一元的管理の役割については変わらないと考えております。

次に、33ページでございます。食品廃棄物の飼料化でございます。この点については須田委員から後で御紹介されると思います。食品産業における食品廃棄物の動向でございますが、右の表にありますように、平成14年で年間1131万トン程度発生していると推計されております。年間の発生量の45%が再利用されていますが、そのうち飼料として36%、全体の16%が利用されております。しかしながら、大部分が焼却、埋め立て処分ということでございます。

34ページは、政策の体系を参考につけていますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

安全性について、お願いします。

○濱本飼料安全管理官 35ページをご覧ください。飼料の安全性確保をめぐる状況について御説明いたします。飼料の安全性確保については、飼料安全法に基づきまして、消費・安全局の方で担当させていただいております。

第1点目として、BSEでございます。BSEにつきましては、飼料が原因ということが言われておりまして、飼料対策が中心ということで行っていくことになっております。

その対策といたしまして、BSEの原因となる異常プリオン等を運ぶ可能性のあるもの、肉骨粉であるとか、

そういったものを規制することが行われてきておるところでございます。

1番目の肉骨粉でございますが、平成13年9月に日本でBSEが発生いたしましたして、その後、直ちにこういったBSEの原因となるであろうと思われる物質について、すべて禁止するというところを行っております。したがって、現在は、そのすべてを禁止した中から使えるものを解除していくという形の規制の見直しを行っているところでございます。

今までに鳥はBSEとは無関係ということで、鳥の肉骨粉である、チキンミールとかフェザーミールといったものを解除する。それから、豚肉骨粉、豚もBSEとは無関係ということでございます。ただ、豚肉骨粉をつくる原料段階での牛とのクロスコンタミネーション等が課題になっております。

そういったところをどういうふうクリアできるかということが問題になっておりますが、いずれにしても、食品安全委員会ですらそういった対策がBSEの発生に対して十分抗せるものであるかどうかといったところを評価していただいております。本日もその会議があったわけです。こういった豚肉骨粉等について、畜産リサイクルの観点からも飼料利用等を進めてまいるということを検討しているところでございます。

2番目の動物性油脂であります、BSE、今まで11例、発生しておりますが、そういった原因究明の中で、動物性油脂というのが原因ではなかったかということが課題になっているところでございます。その対策いたしまして、動物性油脂について規制を加えている。純度の規制であるとか、牛への利用を、例えば死亡牛から製造したものを牛にはやらないとか、そういった形の規制を行ってきているところでございます。OIE（国際獣疫事務局）の方で国際的なスタンダードを作っておるわけですがけれども、特定危険部位については異常プリオンがたまりやすいということで、そういったものを、特に発生国では食品とか飼料とか、そういったものに使うべきではないということを言っておるわけでございます。

現実に、日本におきましても、脳であるとか、脊髄であるとか、そういったものは屠畜場で焼却処分されて食品にも飼料原料にも回らないという状況が作られておるところでございますが、特定危険部位に脊柱が加わったということでございます。脊柱につきましては、屠畜場で焼却してしまいうことができない。肉の流通のところ、脊柱と一緒に回って肉屋さんなりへ行って、そこで外されるということになります。

したがって、屠畜場から出るわけですから、そういったものの管理をどうするかということで、②のcになりますけれども、エサの分野では脊柱から動物性油脂を製造しているということで、そういった脊柱原料の油脂ができないようにということで規制を加えておるところでございます。

また、魚粉については、牛用の飼料としても従来から使われておったのですけれども、輸入された魚粉について、動物検疫所なりで検査をいたしましたところ、牛なり豚なり鶏のたんぱくが見つかるということが幾つか連続して起こりました。こういったことで、間違っって肉骨粉が入ってくるということになると、またBSE再発の原因になるのではないかという観点から、本年1月1日より、魚粉を牛用飼料として利用することを止

めておるところでございます。

こういった規制は、右側の表を見ていただきますと、○×表で示しておりますが、品目ごとによって、また対象となる飼料によって、それぞれ違うということで、かなり込み入っておりますが、こういった指導を徹底するというところをやっていくところでございます。

また、配合飼料工場。冒頭、畜産振興課長からも説明がございましたけれども、配合飼料工場でも、クロスコンタミということが課題になっております。これはBSEの発生原因として、動物性たんぱく等がどこかの段階でクロスコンタミを起こして、本来、牛の飼料に入らないはずのものが入ってしまうということがBSEの原因ではないかということが言われておりました。

その対策の一つとして現在、配合飼料工場の方で牛の飼料と豚の飼料をつくるラインを分けるということをやっているところがございます。飼料安全法に基づく規制として、それも位置づけてございます。これが17年3月31日に達成されるということとなっております。

それから、36ページをご覧ください。平成12年にスターリンクが問題になりました。日本では未確認の遺伝子組換えトウモロコシが日本に入って、主に飼料に使われているということになった訳でございます。これについて、どのような対策をとるか。米国の方では飼料用としての安全性が確認されていたものなんですけれども、日本では安全性が確認されなかったということでございまして、その対策をどうするかということでございます。

スターリンクの量については、肥飼料検査所等で常にモニタリングを行っております、現段階では非常にまれにしか見つからないということで、スターリンクの心配はまずないという状況になっております。

それとともに、スターリンク問題に関連して、こういった遺伝子組換え飼料を放置していくのはいかなものかということで、法的な規制を加えるということが行われました。飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の中に組み込みまして、現在、食品安全委員会も関係しておりますが、こういったものの安全性評価は品種ごとに行われている状況でございます。

ただ、大量物流の飼料の世界でございますので、すべてについて一粒たりともというのはなかなか難しい世界もございます。そういったことを踏まえまして、ある一定の許容基準を設けまして、例えばOECDの基準に基づいた安全性評価を得ている品種については、日本で安全が確認されていなくても、1%以下ならば、まず問題はなからうということで許容基準を設定しております。現在、この許容基準を超えて入ったという事例は見つかっておりません。

最後に、37ページでございます。飼料につきましては、最終的には畜産物になっていくということで、畜産業の生産資材の一番大きな部分を占める。したがって、畜産物の品質に対する影響も一番大きなファクターになるということでございます。したがって、飼料の有害物質をコントロールすることが、ひいては畜産物食品

の安全性に一番大きなかわりを持っていくということになります。したがって、飼料についても現在、事細かに基準を定めてございます。

現在、右側にありますように、農薬、重金属、かび毒等について、法的ではございませんが、指導基準という形で基準を決めております。これらにつきまして、厚生労働省が食肉中の基準を定めるということを検討しております。それにあわせて、飼料中の基準も定めていかなければならないということで、16年度の予算で何とかそういったデータを作りまして基準とし、飼料安全法に基づく法規制という形で施行していきたいと考えているところでございます。

最後に、4番目に薬剤耐性菌と抗菌性飼料添加物でございます。抗生物質、抗菌性飼料添加物、同じと考えていただいてもいいかと思いますが、こういったものが全部で29品目でございます。右側にございます。こういったものが飼料添加物として成長促進目的でエサに使われてございます。これ自体は別に悪いことでも何でもございませんが、この抗生物質というのは主に二つの問題点がございます。

一つは畜産物中に残留するというので、食品としての価値を失わせてしまうということ、もう一つは抗生物質を使うことによって発生する耐性菌が食品を介して人のところまで届いて、人に治療困難な疾病を起こすのではないかという不安があるということでございます。こういった問題に対して対処するために、現在、食品安全委員会に、特に耐性菌の問題ですが、抗菌性飼料添加物の薬剤耐性菌の観点からのリスク評価をお願いしておるところでございます。

この問題については相当込み入った問題、難しい問題ということで、国際的にもいろいろ検討がなされているところですが、食品安全委員会の方でも着々とこの問題について取り組んでいただいております。29品目一挙にというわけにはまいらないと思いますが、順次安全性評価が出てまいるものと思っております。それにあわせて、場合によっては、抗生物質の飼料添加物の指定を取り消す等、リスク管理措置を講じていくということを考えておるわけでございます。

また、現在、4品目ほど、もう既に使っていない抗生物質がございまして、これに関しては、一昨日ですか、パブリックコメントを終了いたしまして、特段の意見もなかったようでございますので、これから飼料安全法に基づきまして農業資材審議会の意見等を聞きながら、飼料添加物からの指定を取り消すという方向で事務処理を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○阿部座長 ありがとうございます。

次に、工程表といいますか、実行プログラムの中の柱の一つであります資源循環型畜産というのがありますが、それに関連する資料として、配合飼料安定供給機構から、「食品残さの飼料化をめざして」というマニュアルができ上がりましたので、それについて須田委員から御紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願

ます。

○須田委員 資料ナンバーの6と7をお取り出しいただきたいと思います。時間も貴重ですので、ごく簡単に紹介させていただきます。

趣旨は先程、工程表に書かれたようなことをごさまして、食品残さの飼料化を目指して、飼料化に取り組む場合に、こういう点に気をつけてやるべしという意味でのマニュアルをつくるべしということで、そういう宿題をいただきまして、約1年間いろいろやりました。阿部先生に座長をしていただきまして、大変御指導いただいたわけでございます。事務局としての私ども機構の方から簡単に御紹介をさせていただきます。

まず、「食品残さの飼料化をめざして」という資料6を手にとっていただきたいと思います。全体の内容構成を見る目で、目次という欄を見ていただきたいと思います。

第I編ということで、食品残さ飼料化の基本ということで、言ってみれば、マニュアルの前の基礎的な知識の部分でございます。特に第2章にありますように、いろんな食品残さ、飼料化の資源になるようなものがあるわけですが、そういうものについて、どういうものがあるかという主なものを一通り解説といいますか、紹介しております。第3章の食品残さの利活用の現状と課題というところで、先ほど徳田室長からもございました食品残さの飼料化の状況等について触れてございます。

それから、第II編ということで次のページをあけていただきますと、食品残さ飼料の安全性確保ということでございます。これが狭い意味でのマニュアルの中心部分と見てよろしいかと思います。取り組む場合に、安全性というものが非常に基礎的に重要でございますから、これをしっかり書くということで、阿部先生なり、食品安全委員会の専門委員でもございます元井先生を初め、皆さんにも実際に執筆いただきまして、取りまとめたものでございます。

時間があれば、中身を読みますけれども、とりあえず目次でご覧いただきますように、第1章として、食品残さ飼料化の安全基準ということで、まずは飼料安全法なり家畜伝染病予防法なり、法律に基づく安全基準というものは、食品残さといえども、きちっとクリアをしなくてはならないということで、それらのことについてきちっと書き込んでございます。

第2章が割とへその部分に当たりますが、安全性確保のためのリスク管理をどういうふうにやっていくかということで、考えられる危害発生の要因といいますか、そういったことについてきちっと整理をして、それについてリスク管理をきちっとやっていく。その手法として、HACCP、「ハセップ」と言っていますが、そのシステムが最も有効な手段として考えられるということで、それについての実践なり、どういう考え方でやっていくかということについて解説をきちっとしております。

第3章が安全性確保のための知識と手法ということで、第1章から第3章までの第II編部分が一番のへその部分をなすということだと思えます。

第Ⅲ編が食品残さの飼料化技術ということで、どういう技術でやっていくのかということ、技術的な解説になるわけでございます。特に第3章の食品残さの飼料化処理加工技術ということで、実際に取り組む場合には、よく言われますように、リキッドフィーディングについて、どういう考え方、方式でやっていくかということ、いわゆるマニュアルスタイルといいますが、解説スタイルで紹介をしております。

言ってみれば、第2編、第3編部分をトータルしてマニュアルと申し上げてもよろしいかと思えます。その前後に、残さの飼料化に取り組む場合に、こういうことを知っておいた方がいいよということを知識的なものとして前後に補充をしてあるということでございます。目次の最後のページをあけていただきますと、最後に、参考資料ということで、これも結構評判がいいんですが、食品残さに実際に取り組んでいる五つぐらいの事例を紹介しております。今日は時間がございませんから省略いたしますが、後でお読みいただきたいと思えます。それと、関係制度等々をくっつけてございます。

最後に、ページを開いていただきたいと思えます。132ページでございます。左側に執筆なり、内容検討など御協力いただいた方々の名前ということで、我々の検討委員会でも座長にお願いしております阿部先生、大阪の入江先生、今度、宮崎大教授に移られます。それから、3人目の畜産草地研究所の川島先生は、国際的にもかなり有名なといいますが、通じている学者でございます。それから、豚の志沢さん、行政の面で実際やっている堀さん、先ほど言いました元井さん、セブンイレブンの山口さんとか、あるいはハードに強い山本さんとか、等々のメンバーで、ずうっと検討委員会をかなりしつこく重ねまして積み上がったものでございます。

農林水産省におかれましても、特に消費・安全局からも御出席いただきました。生産局畜産部の畜産振興課からも御出席いただいて、いろいろ御指導をいただいております。

私どもでは松田というのが一番中心になって頑張ってくれたわけでございます。

最後に、附4とございます。担当者からのお願いということで、これが実は意味あるわけでございます。今後の扱いに関連しまして、初めてこういう体系的な資料といいますが、そういうものを作り上げたものでございますので、これ一発ですべてを、これしかないというふうにはならないと我々も考えまして、いろんな意見をこれから幅広くいただこうと、それで1年ぐらいかけて、そういう修正意見等も丁寧に拾った上で、別途検討委員会の委員の先生にもう一度、恐縮ですが、阿部先生初め皆さんにもお知恵を拝借して、これをさらに読みやすい、よりアプローチしやすいものにすることも含めて、内容検討に鋭意、これからさらに1年ぐらいかけて着手いたしたいと、かように考えております。

、資料7のペーパーに、そういった今後の検討方向ということを書いてございます。

最後に、資料7の2枚目に、つい先日でございますが、筑波のバイオスマ・シンポジウムということで、早速、この取りまとめを活用したシンポジウムがかなり盛大に行われました。ここに概略を紹介してございます。

畜産草地研究所、川島先生のところが中心になりまして、全国に呼びかけをいたしましたら、実に267名の、

従来は学者の方が中心でしたが、民間関係の方とか、実際に取り組みつつある養豚関係の方ですね、かなり幅広く来ておりました。去年のシンポジウムは80人ぐらいしか来てなかったんですけども、特に民間の方から参加者が非常に急増しているという、この問題に対する関心の高まりというものが、いろんな意味で広がっているということを認識したわけでございます。

これからの展開方向というのは、これから役所といいますか、行政の方でお考えになることではございますけれども、いろんな議論がありまして、下から三つ目ぐらいにございますように、実際に取り組んでいる例としましては、単にコストが低い、コストダウンを図るというだけではなくて、例えば抗生物質を使用しないものをつくるというか、そういう差別化あるいはブランド化といいますか、そういうようなものを目指したもの、そういうものもいろいろ出てきております。

ただ、一番議論になりますのが安全性の関連で、食べ残しの取り扱いというものについてどう考えるかということとは討議にどうしてもなります。全体のマニュアル自体の基調といいますか、一たんテーブルに乗ったものの残さというものは、エサとしては控える方向で考えるべきじゃないかという慎重的な考え方が主体でございます。しかし、もっともっとこれは議論を深めた方がいいという大勢でございました。

それから、下から二つ目にございます食品残さの飼料化については、一つの問題提起として、例えばメタンガスとしての活用とかいうことも含めますと、単に飼料化だけではなくて、地域におきます環境問題に対する総合的な取り組みというものの一環として、例えばセンターシステムみたいなものを構築して、もうちょっと系統的に展開したらどうかという考え方、それに行政もいろいろサポートしていただくようなことももう少し考えたらどうかという提起もございました。

ただ、一方で、こういう取り組みというものは、いきなり上からシステムありきではなくて、下からの積み上げといいますか、実際に辛抱強くいろんなものを積み上げていくということによって本物になっていくというような面もありますので、ここらあたりは今後、最後にございますように、適切な普及、啓蒙あるいは意識の向上といった、ごくごく基礎的な部分、なおしばらく力を入れてといいますか、努力をしてみてもどうかという感じがいたします。

これらについては、阿部先生がつくばのシンポジウムも座長を務められておりますので、適宜補足していただければ幸いです。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

説明の最後に、資料8の平成16年度飼料需給計画について、需給対策室長から説明をお願いします。

○徳田需給対策室長 資料ナンバー8の平成16年度飼料需給計画案について御説明します。

飼料需給計画につきましては、飼料需給安定法に基づきまして、毎年度末に翌年度の計画を定めているとこ

ろでございます。計画を定める輸入飼料といたしましては、政府自らが直接輸入に携わっている小麦、大麦について定めているところでございます。また、万一の不足の事態に備えて行っております飼料穀物の需給計画についてもあわせて説明します。

まず、3ページをお開きください。ここに飼料用麦の一般国貿とSBSの推移をグラフ化しております。平成10年5月の新たな麦政策大綱におきまして、輸入の方法の弾力化や多様性を図る観点から、飼料用麦についてはSBS方式を導入しております。その中で飼料用大麦につきましては、飼料全体の輸入量につきましては微減、減少傾向で推移しておりまして、15年では120万トン弱ということになっております。その中で、一般国貿、今までの方式でございますが、一般国貿と申しますのは、政府による需給の一元的な管理のもとに全国一律に同価格同質の飼料用麦を輸入供給するものでございますが、これが減っておりまして、29万5000ということになっております。

一方、先ほど説明しましたSBS輸入方式、同時売買契約方式でございますが、これが4分3を占めております。この方式につきましては、国家貿易の範囲内で飼料ユーザーと輸入業者が結びつきまして、連名で政府に申し込むことにより飼料用麦を輸入する方式でございます。

一方、飼料用小麦につきましては、平成14年度で専増産ふすま制度が廃止されましたが、その供給量が減ったことにより輸入量が減っておりますが、平成15年度には全量の6万8000トンがSBS方式となっております。

次に、資料2の内訳で計画について、前のページでございますが、御説明します。資料2でございます。この計画の設定につきましては、予測しがたい要因による国際価格の高騰におきましても十分な買入れ予算を確保し、畜産サイドに麦類を安定的に供給できるよう、従来からある程度ゆとりを持った数量で設定しているところございまして、先ほどの需要量からしますと、ゆとりを持った数量となっているところでございます。

小麦でございますが、今までの売渡実績や最近の需要動向を踏まえまして、平成15年度の14万トンより3万トン減として、期首期末在庫を持たないSBS方式による11万トンとなっております。また、大麦の売渡数量につきましては、最近の大麦需要量の減少を踏まえまして、1割程度でございますけれども、若干のゆとりを持たせて、平成15年度の145万トンより5万トン減の140万トンを確保しております。原則として、期首期末在庫を持たないSBS方式による大麦は、最近のSBSの需要の高まりを踏まえまして、平成15年度の85万トンより5万トン増の90万トンとしております。

このようなことにより、保管数量は売渡の減少によりまして、平成15年度の14万9000トンより7000トン減の14万2000トンを計画しておりますが、このうち10万トンは備蓄用大麦でございます。

4ページ目をお願いします。平成16年度の飼料穀物備蓄計画でございます。この飼料穀物の備蓄につきましては、先ほどめぐる情勢で説明したとおり、濃厚飼料の主原料となりますトウモロコシ等の飼料穀物のほとんどが米国の初めとする海外に依存するところでございます。しかしながら、その供給は天候条件あるいは港湾

ストライキなど予測しがたい要因によって大きく変動するという不安定さを有しておりますので、そういう実態を踏まえまして、昭和51年度から行っているものでございます。

16年度につきましては、トウモロコシ、コウリヤンの備蓄につきまして、対前年度、5万トン減の60万トンを計画しているところでございます。国自らが行っております大麦等の備蓄につきましては、平成15年度の35万トンとしているところでございますが、内訳は注2に書いてありますように、ミニマムアクセス米が25万トンを飼料用備蓄として取り扱っていることから、大麦備蓄は10万トンとしているところでございます。

以上でございます。

○阿部座長 ありがとうございます。

以上で予定されておりました資料説明は終了いたしました。生源寺先生もお見えになりまして、山角先生以外、きょう御出席の方々がそろいましたので、これから質疑討議に入りますが、小休止ということで、3時10分に再開いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

〔暫時休憩〕

討 議

○阿部座長 懇談会を再開いたします。

非常に幅の広い、内容のある、そして、課題が非常に多い説明をいただいたんですが、それを討議するのに、お約束の時間の4時という50分しかありませんので、それでは少なすぎるなということで、1時間ということで、4時10分までをめぐりに、これから質疑に入っていきたいと思っております。

それで、非常に多岐にわたりますので、大きくは三つに分けて、最後の方になると、それはミックスしたようなものになると思いますが、最初、仕切としては三つに分けて討議をしていきたいと思っております。一つは自給飼料関係、その次には、この中には安全性も含まれるのかなと思っておりますが、流通飼料、そして、最後に御説明のありました今年度の飼料需給計画についてということでまいりたいと思っております。

最初に自給飼料関係についてであります。皆さん、どのようなことでも結構ですので、最初にありましたように、忌憚のない御意見等をお伺いしたいと思っております。どなたでも結構です。いかがでしょうか。

1時間といっても、そんなに長くありませんので、申しわけありませんが、お一人、1回の意見陳述に3分程度を目安にさせていただきながら、手短かに要領よくやっていただければと思っております。

いかがでしょうか。

○犬伏委員 全くわからないものですからお尋ねなんですけれども、新幹線の中から見ると、休耕田がたくさんあるのに、どうして飼料ができないのという疑問に対して、耕畜近接じゃないから運送費がかかる、そのた

めに、飼料を自給しても、それがかえって高くついて、輸入の方が簡単にポンと買えるんだよという話をずっとされてきています。

今、予算のところをみましたら、私たちに予算の使い勝手というのが全然わからないんですね。それぞれに、それぞれの予算をかけていますということは話としてわかるんですけども、主眼と言ったらいいんでしょうか、例えば同じ県内であっても、あるいは都道府県という部分を超えてもいいんですが、その中で作られているものを運ぶのにお金がかかる、あるいは使い勝手のいいものにするためにお金がかかるというところに集中的に予算を使うという形を取ることで、自給というものがもっと促進できるということではできないんでしょうかという単純な質問なんです。

○阿部座長 それに関連するような御意見、御質問はございますか。——それでは、今の話についてお願いします。

○原田草地整備推進室長 失礼しました。資料5の1ページ目ですね、色の付いたものを左手に開いて、資料9の19ページを右側に開いて、両方眺めながらと思うんですが。

犬伏委員からお話がありましたように、田圃のあるところには土地があっても畜産農家がないということで、なかなか草が作れない。畜産農家に運びますと、がさの大きいものですから、運搬賃で相当かかってしまうということがございます。それと、ある程度、荷姿とか運びやすいものにしなければいけませんし、途中で腐らないように調整もせなければいかんということがございます。

フローチャートみたいに見えていますのは、先ほど生産調整でどんな飼料作物がありますかと言いましたけれども、一番右側に生産総合対策という欄がございます。そういった田圃の地帯と畜産地帯をどう結びつけるかということで、一つはシステムがないといかんだらうということで、真ん中に水田地帯と畜産地帯を結ぶ粗飼料流通をさせるためにストックポイントを整備するところがございます。

水田地帯から草を持っていくにも、一旦どこかに貯めなければいけない。畜産農家も、先程、お話ししましたように、倉庫がないものですから、毎日毎日持ってこられても困ってしまう。まとめて持ってきた方がコストも安くなるということで、真ん中なのか、どちらかなのか、結びつけるために飼料庫あるいは、サイレージですと、バンカーサイロというんですが、一旦、飼料を貯めておけるところをハードとして造る必要がある。

さらに、稲わらを収集したり、飼料作物を収集したりする人たちの機械整備をする必要がある。この生産総合対策という中で、そういったハード造りをしております。これは、場合によっては県を越える場合もございまして、町を越える程度のももございまして、こういったものもやっております。そのときに、何回も申しましたが、コントラクターのような方々がいらっしゃると、余計に作業がスムーズかなと。そのための機械整備も、ここでしております。

資料9の方は、それをソフト的に支えるものでございます。運搬賃自体は、国として補助対象にしがたいも

のがございます。肥料だろうが、濃厚飼料だろうが、物を運搬するというは、ある意味で、畜産農家にすれば自分たちの経費でございますので、そこまで国が助成するのはなかなか難しい。

19ページに書かれていますのは、そうは言っても、稲わらを米の地帯で集めるときに、運搬賃ではないんですが、わらを集めるだけでもかなりお金がかかります。労賃もそうですし、機械を買ったときの償却費もかかります。そういったものを集める収集経費として、2の(1)に、タイプはいろいろありますが、キロ当たり30円とか15円とか、それも1年間では先の見通しが立ちませんので、3年とか5年とか契約を取っていただいて、そういった収集の経費を出す。これはソフト経費でございます。これは農畜産業振興機構の方で助成をしているということでございます。いろんな形で両者をつなぐ対策を打っているということでございます。

こういったものを各現場で中身が分かっておりませんと、それを組み立てて自分たちのために使えないということがございますので、むしろこういったことを現場で組み立てる普及といいますか、指導をしっかりとしなければいけないと思っております。

以上でございます。

○阿部座長 よろしいですか。

○増田委員 飼料作物に転作田を活用する場合、酪農家などに「その労働をだれが担うか。我々は手いっぱいだ」とよく言われます。

そこで、今日の資料の中にもコントラクターというのが頻繁に出てきて、組織の概要というのが資料4の18ページにもあるので、大体どういう人たちがやっているコントラクターなのかというのは見えるような気がいたしますが、コントラクターというのは、社会保障も含めて、きちんと身分保障を持っている集団・組織なのかどうかということ。また、収入保障という点になると、ヘルパーがなかなか広がらない原因もそこにある。月収20万程度の最低保障がないと、ヘルパーも伸びていかないと聞きます。

飼料の自給の問題は、いろんな人の手を集める形で経営を考えるのが時代のすう勢だろうと思う。ヘルパー、コントラクターもボランティアではないし、コントラクター、コントラクターって、割合スマートに言ってしまうんだけど、一体その実態はどうで、どれだけ展望のある組織なのかということを知りたい。

○阿部座長 そうですよ。おっしゃったように、これからの飼料生産を担っていく中核になる集団ですから、言われたように、その人たちがこれからどういう安定的な組織として維持していくかということが、右肩上がり伸びているのがどう定着して、さらにどうふえていくかというのは大きなかぎですね。そこら辺については、どういう展望というか、考えをお持ちですか。

○原田草地整備推進室長 大変重要な御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

先ほどお話ししたような形で、コントラクター7割は営農集団でございますので、そういったコントラクターにつきましても、自分たちの畑もやるけれども、ほかの畑の作業も受け付けますよということで、農家の集ま

りでございますから、基本的な福利厚生につきましては特段のことはございません。農家の集団ということでございます。

3割近くを占めてきました有限会社とか組織化したところにつきましては、基本的に社長は酪農家の方がなっているんですけれども、平均的に言いますと、2、4、5名の従業員を雇いまして、コントラクターの作業をさせているということでございます。

その場合は、基本的には社会保証の対象ということで保険料の支払いとかを有限会社としてしておるんですけれども、社会保証はまだいいんですが、退職金ですとか、ヘルパーでも随分悩みましたけれども、一般の会社と比べてまるっきり同じ条件の生活となると、まだ足りない部分があると思います。

今後、ヘルパーと同じように、そういったことがコントラクターも課題になると思いますので、組織を営農集団から有限会社等に広げていくに当たりましては、その辺の整理をして、これは指導していかなければいけないと思います。実はヘルパーの時にも、そういったマニュアル作りをしまして、各ヘルパー団体を通じて指導してまいりました。

今日、全国コントラクター協議会をやっているんですが、きょうは研修と総会なんですけれども、16年度のテーマの中で、これから有限会社等に広げるために、構成員の雇用の問題もテーマとして取り上げるべきじゃないかということ的内部では議論しているところでございます。

今日の委員の御指摘も踏まえて、16年度はそういったことを具体的に検討して、指導もするという事で考えていければと思っております。

○阿部座長 ほかに自給飼料関係……。

○高木委員 実行プログラムの措置状況のお話を聞かせていただいたわけですが、端的に言いますと、自給飼料増産という部分は、一向に目標を達成できないまま来ている。いろんな政策努力、米政策との関連での努力、また自給飼料増産推進計画をつくっての努力、それは大変重要なことだと思うんですけれども、現実には、そういう中で純国内産の粗飼料自給率は年々低下し続けているということなんですね。

16年度以降ということで、食料・農業・農村基本計画の見直しにあわせた新たな展開方向ということであります。基本計画は2005年3月には改訂するということだとすれば、あと1年ですよね。1年の間にいろんな作業をされるのか、もう既に作業をされているのか、それはよくわかりませんが、これまでのこういう状況、特に自給飼料についてのいろいろな努力をしても、なかなかうまくいかない。

今、コントラクターのお話もありましたけれども、この見直しといいますか、基本計画を検証する、点検をするということが、恐らく見直しの大前提としておやりになっていると思うんですけれども、この自給飼料、一体どういう切り口、どういう検証をしながら見直していかれるのか。

ここで、また目標を掲げて、計画を見直して、目標を設定してやって、まただめということになると、日本

の畜産の本当の意味での見直しを迫られるんじゃないか。要するに、今まで起こったことは、大体エサに由来しているわけですね。そういうことから言って、自給飼料問題は大変重要だと思いますので、今の時点で結構なんですけれども、畜産部長、お見えでありますので、今時点でお話しできることをお願いしたいと思いません。

○井出畜産部長 御指摘のとおり、作付面積110万ヘクタール目標を掲げておりますけれども、残念ながら、平成15年度でも93万ヘクタールに過ぎない訳であります。

直接的には、需要者である大家畜の飼養農家が毎年5%ずつ減ってきているとか、あるいは、収量は多いんですが、特に労働が非常にきついトウモロコシ等の作付面積が減少しているという具体的な原因はある訳です。今回の見直しにおきましても、先般の畜産物価格の中でも、国会審議等におきましても、国産の肉の生産がふえれば増えるほど総合的な自給率が下がるという珍妙な現象について質されたこともございます。

冒頭、ごあいさつにも申し上げましたけれども、来月15日から畜産企画部会を再開いたしまして御議論を詳細にいただくわけではありますが、その中で、飼料関係についても非常に大事なテーマでありますので、徹底的に議論をしていただき、また私どもから考え方を開陳したいと思っております。

○高木委員 ありがとうございます。

これからということのようですが、確かに頭数が減るとか、いろいろな原因ということだと思うんですが、一番重要なのは自給率のところではないかと思うんですね。要するに、自給率が右肩下がりであるということは、確かに、頭数の問題というよりも粗飼料そのものが供給されているウェイトが減っていくということですから、このところが一番問題ではないかと思うんですね。

これに歯どめがかけられるかどうか。ということは、部長が言われたように、簡単に言えば、国内産の牛肉を食べれば食べるほど自給率が下がる。日本の畜産は一体何なんだと。さっきの残さのエサ化の問題がありましたけれども、その以前として、日本の畜産というのは環境に負荷を与えているということになるわけで、そういう視点から、その点ですね、国民に、そういう問題なんだということを理解してもらおう。その中で、きちんとした自給飼料の位置づけをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○阿部座長 あと一つくらい自給飼料関連での御意見をいただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○青沼委員 ちょっと狭い範囲の話になるわけですが、自給飼料をつくってきても、なかなか増えないという実態にあるということと、酪農の場合の経営構造の変化を見ますと、ますます作りにくい構造になっていくという部分がある。それは、北海道等を含めてのことですが、規模拡大をした場合に、労力不足が生ずる反面、輸入飼料の品質がいいということで、購入飼料に頼った経営にしたい。つまり、搾乳に特化したいという経営がふえてくる動向にあるようです。場合によっては、子牛の育成についても、(自家ではやらず)他の経営にお願いしたいというような、収益性の面から、そういう方面に動いているということがあります。

もう一つは、今後、ふん尿処理の面からも新たな問題を投げってくるんじゃないかと想定しているわけです。ふん尿処理施設を整備した後に、収益性を高くするために糞の量を抑えて、1頭当たりの泌乳力を上げていくという動きになってくる。つまり、少ない頭数で多い乳量という経営を目指してくると、高栄養の成分の安定した飼料で家畜の健康を保つという動きも出てくる。これは何を意味するかというと、高泌乳牛を放牧をすると、エサの給与量の不足が出てきたりして、飼養管理が難しいので、つい粗飼料を含めて、輸入粗飼料に依存した形で牛の能力を引き出すという経営も出てくるような可能性がある。

こういうことまで考えあわせると、自給飼料をつくる、土地利用をするという要因は小さくなってくるんじゃないかと思っています。

そこで、これはお願いなんですけど、ここに挙げていただいた、特に耕畜連携のものとか、環境に配慮した畜産とかいう予算は、非常にいいものでございます。

ただ、我々は、早いテンポで予算を活用して改善さして行けないという。せっかく予算をつくっていただいても、3年や5年では活用しきれないという心配があるものでございますから、息の長い予算にさせていただいて、例えば優良事例として展示するとか、いろいろな面で生産者、酪農家に対応や取り組みに遅れる時間を、見ていただくようなことを考えていただきたい。

もう一つ、ふん尿処理問題で、土地を集積し利用を拡大しなければならないということが出てくるんじゃないかと思っています。ふん尿処理問題は、酪農の場合でも、きれいな堆肥あるいは有機質肥料に仕上げますけれども、果たして、日本国内で、どれだけそれを活用できるのか、場合によっては、作ったふん尿も日本国内では余ってしまうという状況が想定されるわけですね。2500万トンも3000万トンも穀物を輸入して、それを食わしてふんにしているわけですから。

そういうことを考えますと、少なくとも大家畜経営は、地域農業の発展のための担い手農家として期待されているわけですから、地域の土地利用をしていく。その場合の一番重要なことは、土地の集積ですね。集積をきちっとすることが非常に大事でございまして、土地がある一定面積集積されますと、堆肥の利用についても、酪農家は自身の機械を使っても他の農家にも、いろいろサービスができ、また自らも使用もできていくわけですね。土地利用にも集積に時間がかかるわけございまして、そういう面で、先ほどと同じように、現在ある予算、土地集積という面でも、息の長い御指導をお願いしたいということを申し上げておきたいと思います。

○續委員 自給率の話が出まして、これから御検討されるということですので、若干私の意見を申し上げたいと思います。

飼料の自給率向上ということで、私ども団体も一生懸命やっているんですけども、さっぱり上がらないというおしかりを受けているんですが、何十年もこういったことばかりやっている私としていろいろ感じますのは、飼料の自給率というものを国内自給率という考え方で考えれば、中小家畜の分と大家畜の分と分離して、

検討を別の考え方で考えるべきじゃないかという気がいたします。

中小家畜の飼料は穀類を中心に考えるわけですが、昭和30年代から、濃厚飼料は資材として保税措置になっているわけですから、とても輸入の穀類と競争できるわけじゃないということになります。昔、畜産農家がトウモロコシなんかつくってやっていたのは全く行われなくなったわけでありまして、頭数規模も増えましたからやむを得ないと思うんですが、大家畜に関しては、粗飼料も外国と競争してつくっている形に今のところなっていると思います。360円の為替の頃は良かったんですが、今のように100円台になり、しかも日本の労賃は高くなっていますから、なかなか競争できないところがあるという気がするんです。

今進めていますコントラクターですね。これを進めると、コントラクターが生産する粗飼料を若干ずつ流通させる話になってまいりますと、この粗飼料を購入して利用する畜産農家の経営内の自給は下がってしまうんですね、今の考え方で言いますと。経営内の自給ということと、これから考えなければいかんのは、一つのブロックといいますか、エリアでいかに飼料を生産して自給率を高めるかということだろうと思うんです。

酪肉近の計画の中でも、今のところは経営内自給の形になっていますが、コントラクターがどんどんふえれば、全く別の考え方の自給率ということで、それがすなわち国内の自給率向上の役に立つという形に持っていかなければいかなのだろうと、こんなふうに思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

○生源寺委員 関連のような話になるかと思えます。

この懇談会は、もちろん飼料の問題から入っていくわけでありましてけれども、昨今の鶏肉の問題等々を考えますと、エサから、畜産物の生産から供給の全体を眺め渡して、もう一度、私ども自身もきちんと日本の畜産の今置かれている構造をつかんでおく必要があるのではないかなと思うんです。そのことを消費者の皆さんにも、一度よく理解をしていただくことが必要かなと思っております。

今、中小家畜は少し別というふうにおっしゃられました。これも今後検討していくべき非常に重要な視点だと思っております。畜種ごとにどうなっているか。中小家畜の場合も、外国で製品にまでなるといいますか、肉の段階から、さらには加工した食品となって入ってくるものもあるわけですね。それから、エサとして入ってきて、日本でそれがたんぱくにかわるという部分もまだあるわけです。それから、中小家畜の場合、ごくわずかではありますが、エサ自身も自給されていて国内でつくるものがあるだろう。ここの部分は、中小家畜の場合、本当に例外的な存在であると思います。

大家畜の場合も、もう少しきちんと分ければ、繁殖、肥育、酪農という格好になると思います。酪農一つをとっても、これももちろん製品が入ってくる部分と、国内で生産している部分、さらにエサを持ってきて生産している部分と、エサも日本で作っている部分と、この3段階ぐらいのものがあるだろうと思うんですけれども、そういう構造を丁寧につかむ必要があるだろうと思うんです。

平均してしまったり、集計してしまうと、なかなか見えにくいところがあって、酪農家の中にも非常に自給率の高い形でやっておられる方もあれば、そうでない方もあるわけですね。その辺がもう少し、例えば割合として出てくるような提示の仕方がないかなど。それが問題を把握し、また問題を解決する場合の難しさなり、どこかに盲点があるかもしれませんけれども、そういったことを考えていく最初の作業になるのではないかと思うんですね。

集計されたり、平均されると、やや平板なプレゼンテーションのような気がしていて、もう少しきめ細かく今の畜産の構造を把握すると、そこから、ここを少してこ入れしようではないかとか、ここについてはむしろ消費者の力でもって少し変えようとか、そういうことを考えてみてはどうかというふうに思っております。ある意味では非常に大きな曲がり角に来ていると思いますし、自給ということに関しても、場合によると、非常に大きなチャンスになるようにも思いますので、その辺を少し工夫していただければと思っております。

もう一つは、自給飼料の問題と環境保全型農業を促進するという施策は相当程度重なり合うと思いますので、これも基本計画の見直しの中で農政改革の中の柱の中の重要なパーツになっていくのではないかと思いますので、この辺も、少しというよりも、しっかり検討していただければありがたいと思います。

○阿部座長 ありがとうございます。

本当にそうですね。いわゆる酪農といっても、先生がおっしゃったように、よく見ると非常に多様性があって、その多様性の中を一つ一つ見ていって、その中で何をこれからつまみ上げて伸ばしていくかといったような視点で、生源寺先生も私も先ほどおっしゃった4月15日の企画部会の委員になっておりますので、今、先生から言われたようなことを検討していただきながら、この懇談会の考え方をそちらの方にも反映できるかなと思いますので、生源寺先生、よろしく願いいたします。

時間も押してまいりましたので、穀類の方、流通飼料の方にまいりたいと思います。先ほどの話にありましたように、今までとはちょっと違ってきたのかなど。つまり、穀類の生産は世界的に停滞から減少の方に向かいつつある。

しかしながら、一方で、先程、お話にありましたように、アメリカの消費量は伸びていて、これは単にエサだけじゃなくて、アルコールだとか生分解性プラスチックの原料の乳酸の方にも向いていると。そして、中国も輸出国から輸入国に転落してきたというようなこと。さらに、先程ありましたように、フレートがうんと高くなっている。フレートの問題は、先ほどの話ですと、短期的なことかもしれませんが、オリンピックが終わるまで。

しかしながら、平成8年に突発的なことがありましたけれども、それを除いて、安価ということについてはあぐらをかいてきたという、余り心配なかったというような状況だと思っていたわけですが、これからは、そうじゃない方向に行きそうだとということで、これは一日議論しても大変なんで、それを10分か15分というのは

時間が短いのですが、そこ辺を踏まえて、穀類、流通飼料の問題について御意見等をいただきましたら、よろしく申し上げます。

○須田委員 今、阿部先生がおっしゃっていただいたので、そのことを申し上げたいと思ったんですけども、先ほど部長からもありました近代化計画の見直し、あるいは基本計画なり、そういう見直し状況のさなかでもございますから、答弁は要りませんが、ぜひお願いしたいことは、大げさに言いますと、我が国の飼料需給の基本戦略をもう一遍、この時点で見直しをするチャンスではないかという感じがしております。それはいろんな地道な計量作業も含めて幅広くやっていただければと思います。

それから、先程、徳田室長からも説明がありましたし、阿部先生もおっしゃったように、昨今のトウモロコシの需給あるいは価格等を見たときに、良くわからないといいますか、これは手塚さんなりの御専門だと思いますから、お話しいただければと思いますが、要するに、5年ぐらい続けて、つるべ落としに在庫率が下がって放して、値段はそれほど飛ばなかったんですけども、ここへ来て、さすがに値が相当上がる。

これは需要の要因と供給の要因と両方あるんだろう。その辺のところを少し丁寧に、丹念に個々の要素を拾い上げて、今はどういうところでやっているのかわかりませんが、官房の企画室に相当する企画評価課なのか、総合食料局なのかわかりませんが、昔、世界食料需給モデルとかいって食料安保論を主張するために使った手段があるわけですが、そういう意味での手段では決してなく、もっと中立的に一体どうなるのかということ、積み上げる作業が必要になってきているんじゃないかという感じがします。

一つだけ申しますと、私個人としては、その中で非常に気になるのは水の問題です。中国、インド、アメリカ中西部、地域によるわけですが、地下水が結構厳しい問題になってきているんじゃないか。つまり、在庫率が下がって、生産がそんなに大きくいかない状況だったら、従来でしたら、作付増という形で、反転する部分が必ずあり得たわけですが、それが見えないというのを一体どう説明するのか、そこが一つ。

その要因に水の問題なんかも案外関わっているのか、いないのか。沖大幹さんとかいろいろと言ってますけども、じわじわ構造的にくる問題じゃないかなという感じはするものですから、ある段階で、まとめといいますか、突っ込みといいますか、そういうものをぜひ考えていただきたいと思います。

それにしましても、いろんな作業をやっても、結論としては、国土の狭い日本ですから、いきなりこの枠組みを変えろとかいうようなことにはなり得ないだろうと、基本はそう思います。

したがって、私どもの機構で今、行政のお手伝いという形でやっております備蓄なり、価格補てんといいますが、飼料の大宗である飼料穀物の安定供給対策というのは、より大事になってきている。その大事な柱を再認識して、これからの財政状況や何か相当厳しくなる中ですが、一つ一つの柱を有効、適切に運用していくこと、いかにそれをうまく運用していくかということに尽きるなというふうに考えます。

最初の点と2点目は矛盾するといえますか、必ずしもつながりがよくない感じもしますけれども、答えは先に申すべきではないかと思えますけれども、いずれにしても、最初の問題に関連しては、自給飼料の可能な限りの推進とか、私が先程申しましたような食品残さのリサイクル問題とか、そういうものについて、やれる限り、あるいはやるべき範囲において極力努力をするという設計がどうしても必要になってくるような感じがいたします。

そういうことの難しさとの関連で飼料自給をどういうふうに持っていくのか、恐らく畜種別も含めてきちっと整理をしていくということが必要なんじゃないかと思えます。

以上です。

○阿部座長 ほかにかがでしょうか。

手塚委員、何かコメントがございましたら。

○手塚委員 私自身は穀物のトレードをやった経験はありません。今日、山角委員が御欠席ということで、おられたら、そこら辺を詳しく説明いただけたと思います。

為替相場にしろ、シカゴ相場にしろ、なかなか当たらないものです。ただ、昨今の動きを見ますと、今までとはトレンドが違うのかなという感じがいたします。トウモロコシについては、豊作であったにせよ、米国内需要増、大豆については中国を中心にする需要増。フレート高騰については中国を中心に、いわゆる発展途上国というのはどんどん発展していきますから、一過性ものじゃないような気がいたします。これから、中国のインフラが整備されていくでしょうから、今までとは若干違った動きなのかなと思います。ただ、これが高どまりでずうっと行っちゃうんだ、日本は大変だと判断するまではもうしばらく時間が必要かなという感じがいたします。

食料全般の自給率は、イギリスが70%、ドイツでも100%近く行っている、それ以外の先進国はほとんど100%を越しているという中であって、日本のカロリー自給率は40%ということですから、何としても今以上に自給率を下げることはならないということで、先ほど須田委員が言われましたように、食品残さその他、いろいろ検討がメーカーとしても必要かなと思っております。

○平間氏（大野委員代理） 私、代理で来ております平間でございます。

皆さんと意見は一緒なんですけれども、資料4の22ページで、先ほど徳田室長がおっしゃいましたことが、皆さんがおっしゃったことにつながっているんですけれども、この22ページで、99年、00年、この表を見て、このときから世界の生産量と消費量を比べますと、消費量の方が上回って逆転しておるということで、年々、その差が徐々に拡大してきております。

特に中国がポイントになろうかと思うんですけれども、今までは中国の備蓄あるいは在庫を世界が食いつぶしてきたという状況なんですけれども、本当にこの数字が正しいとしますと、中国の在庫が2000万トンと、わ

ずかこの数年で5分の1に減っておるといことなので、まさしく危機的な状況にあるということが言えようかと思ひます。

アメリカ農務省も毎月、需給見通しを発表しておりますけれども、アメリカの期末在庫率が8%程度、今年の春、作付がうまくいって、なおかつ天候に恵まれて、それでも通常、15%程度と言われる適正水準を大幅に下回るような状況にあるといことなので、状況はここへ来て急激に変わってきておるといことをみんな、もう一度真剣に認識する必要があるのではないかなと思っております。

卑近な例で言ひますと、私ども全国農業協同組合連合会で、例えば南米で向こうの農協組織と40年来のおつき合ひをしておるところがあるんですけども、40年で初めて、今年、南米から原料となりますマイロなんかも、買いたくても持ってこれない。たまたまフレートが余りにも高すぎて競争力がないといことがあるんですけども。

需要があつて買ひたいけれども、そういった要因でなかなかコスト的に見合わないとい要素もありますし、今言ひました生産構造も、あるいは需要構造も変わつておるといことなので、さつき須田委員から出ましたけれども、基本戦略の見直しですか、その一環で備蓄の見直しの見直しといひますか、再検討をぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

○阿部座長 ありがとうございます。

○高木委員 確かに、在庫率から見ると、私、流通飼料課とい時代に、いわゆる畜産危機といのがあつたわけですけども、そのときも、恐らくこのような在庫率になつて、本当に暴騰した。それから、量的な不安もそのときはあつた。しかし、結果的には量がショートすることはなかつたわけです。

今の戦略の見直しは大きな観点からやるべきだと思ひます。しかし、今は非常に透明性の高い状況にあるといことも、きちんと踏まえるべきだと、昨年も申しましたが、あの時はソ連がいきなり数千万トン買ひつけてきた、市場でそれがわからなかつたとい、極めて異常な飼料需給の構造にあつたと思ひんですが、今は、こういうふう中国の在庫がここまで来ていると、すべてわかっているわけですね。

それでも、もちろん右肩上がりになってきていますけれども、畜産危機のときのように、あの時はたしか、エサの価格がトンで7万ぐらいにはね上がったと思ひますけれども、今はそれでもトン当たり4万円強だと思ひますよね。4万2、3000円ではないかと思ひます。

いずれにしても、中国がWTOに加盟し、ロシアもWTOに加盟したいといっているような状況下での全体の見直しは当然やたらいいと思ひます。余り大変だ、大変だといのは、私はいかがかなとい感じをもつわけであります。

それよりも、生源寺先生も言われましたけれども、日本の畜産の構造をもう一回きちつと国民、消費者にわかるような形で、飼料穀物の問題も含めて、自給飼料の問題も含めて明らかにすること、それが結局、大騒ぎ

をするということじゃなくて、もっときちっとした消費者としての対応、また畜産業界としての、または、それに関連する業界の対応につながるんじゃないかなと思います。

それから、少し実践的な話になるんですけども、たしか、この懇談会でも配合飼料供給安定機構が持っている備蓄の簿価の問題があったと思うんです。これはべらぼうに高いときに買っていますから、その簿価はべらぼうに高いわけでありまして、これを仮に放出しようとするとき大きな差損を生ずるということで、実際には放出が難しいというのが現実なのではないかと思うんですね。

昨年も、かなりのところまで関係者が努力して、一定のところまで詰めたわけですから、あれをベースに、きちんとしたものにしておく必要があるんじゃないか。これは、いざというときということもありますけれども、この備蓄が本当に機能するためにも必要なことじゃないかと思うんですね。

そういう意味では、その点ですね、この工程表によれば、16年度以降のところ、10ページぐらいに、その認識をされていることはわかります。特に、この文言は非常に重要だなと思って読んでいたんですけども、「状況に応じ必要があれば対応」というのは、仮に放出しないしは、それに準ずるような事態になれば対応するんですよという意味だと私は理解しているんですが、そういうことですよ。

そうだとすると、特に今申し上げた簿価の問題というのは、ここにもありますけれども、「弾力的買替えの仕組み」ということも含めて、実践的なものとして、関係者の了解を取っておく必要があるのではないかとこのように思いますので、ぜひその点、よろしくお願ひしたいと思います。

○阿部座長 それについてはいかがですか。去年詰めた内容について、まだきちっと明確にこれはいこうということでは必ずしもなくて、まだ検討しなくちゃいけないことはある、継続でいこうということだったんですが、今の高木先生のお話について何か一言、ひとつお願いします。

○塩田畜産振興課長 一言だけ申し上げます。

今のお話のように、簿価というんですか、機構に備蓄されているものについての簿価を引き下げる手法を、同時売買あるいは実際に差損が出るものについてどう埋めていくかということで、これは一般的に予算措置で埋めていくということでございます。それにつきましては、年度当初にもそうですし、年度運用の段階、1年間の運用の中で出てくる、いわば機構の努力部分というんですか、それについて順次埋めていくというのが事実でございます。

一方で、これをいかに活用するかというんですか、いざとなったときのルールづくりについては、今の御指摘のように、いよいよそういうことを踏まえて早々にやっていくということでやっていきたいと思ひます。

○阿部座長 もう一つは飼料需給計画についての説明がございましたけれども、これに関してはいかがでしょうか。

その他、ほかに言い足りないこと等も含めて結構ですけども、いかがでしょうか。

○内藤委員 需給計画につきましては、基本的に私もこれでいいのではないかと思います。

ほかのこともいいということなので、疑問に思っていることについては発言させていただきたいと思います。

財源等厳しい中、今までも生産者を初めとする関係者のニーズにこたえて、いろんな施策がとられてきたと私は理解していますが、にもかかわらず、残念ながら飼料を見るかぎり自給率の低下、あるいは食料・農業・農村基本計画に基づく生産努力目標についても未達成になっています。これはどこにか原因があるのではないかと、100点が取れない原因が、政策というか、施策側に問題あるのか、現地の利用というか、活用する生産現場の方に問題があるのか、この辺はしっかりと検討すべきではないかと思うんですね。

なぜこのようなことを言うかといいますと、私も現場に入ることが多いんですが、例えば堆肥施設の設置についても、2分の1補助付リースという事業がありますが、普通にいえば、個人財産に対する税の投入という思い切った施策をしている。にもかかわらず、これでも支援が足りないとか、補助率が低いとか、そんなことでは生産できないとか、そういうことを平然として、生産者あるいは農協等の関係者から出るのが現実なんです。

国等が、客観的に、冷静に、こういう施策を実行し、よりよい方向に誘導しようと努力しているんですが、それをなぜ誘導しようとしているのか、それが国民のニーズであるということを生産現場の方々にもしっかりと御理解いただかないと、いつもよかれとやった政策が十分発揮されないままに、常に空回りの部分が出てきてしまうのではないかと思います。

そういう意味では、現在、食料・農業・農村基本計画の見直しがされつつありますが、検討する上で、今までの十分な総括のうえで、検討する項目に欠けているものはないのかなど、いろいろな面からの検討を加えていただきたいと思います。先ほどから御意見があるように、なぜ期待した効果が達成できないのか、その原因はどこにあったのか試論をしていただきたいと思います。あるいは場合によっては、こういう施策をいろいろ打ってきたから、今の減少率にとどめているんだ、ここにとどめているのは、その成果だという見方ができるのかどうかも含めて総括していただきたいですね。先程から平面的なという言葉がでていますが、もう少し平面的でなくて、いろんな面から今の数字をただ達成できなかったというだけで評価するのではなくて、総合的な評価が必要なのではないかという気がいたします。

○犬伏委員 今の御意見、全くそう思います。先ほど高木先生や生源寺先生からおっしゃられたことなんですけれども、現状が私達には見えなかったというところがあるんですね。

飼料の自給を高めようというときも、海外の方が安いから、国内を作っても、なかなか売れないことがあって現実は動かなかつた、どんどん減っていったという部分もあるやに聞いているんですけれども、自給がどのくらいなのか、何故自給がききないのか全く分からない。

備蓄制度ここにありきで、今、飼料が高くなっている時に、これはいい機会じゃないですかという感じが

し、自給率を高めなきゃとなきゃと思うのですが…。そのために具体的な、例えば日本は人件費が高過ぎるな高すぎるなら、農協単位だか何だかわかりませんが、そういうところでコントラクター的な会社みたいなものをつくって、人件費部分に自給というという観点から国費を出すとしたらそれはそれなりに、代替物があれば食べないんです。そうすると、経済は活性しないわけですね。代替物のあるものとき、わざわざ私たち食べなくてもいいんです。という言い方をすると、きついんですけども、そのくらいのもなんですね。

了解することもあるのではないかなと思うんですが、どういう形で使われているかがもうちょっとはっきり見たい。そして、もうちょっとこっちに使ってほしいわということもあるのかもしれない。もうちょっときちんと見えるような形があったらいいのかなって考えます。

そうすると、私達も、先ほどボランティアという話もあったんですが、国土がないと私たちの国がないというところで、私達にできることはやろうよという思いを持つことも出来るのではと考えます。

とにかく政策全般について、もうちょっとわかりやすいものにしてもらいたいと思ったんです。

○阿部座長 最後に高木先生。

○高木委員 最後に御指名いただいて、ありがとうございます。

今のお話にも関連するのかもしれませんが、政策的に補助金等をつけて、かなりいろんな努力をしてくているわけですが、今度、検証していただくときに、お願いしたいことがあります。飼料を見ていると、助成金をつけたり、いろいろ国が支援をしているときは、その部分がふえているようになっている。しかし、トータルとして見ると、ふえてない。そうすると、金の切れ目が縁の切れ目で、金がなくなると、もとの木阿弥になるということになっているのか。助成をして一定のインセンティブをつけたら、それですうとうまくいっているのかですね。

ですから、お金の使い方だと思うんですけども、今のお話のように、お金を使うことに対して消費者は、こういうことであればやむを得ないという思いを持っておられるというお話があったわけですけど、それにこたえるような検証をすることが必要じゃないかということです。

資料を見ると、増えている部分は非常に強調されているんですけども、できなかった、または減った部分というのが十分に検証されているか。それが助成というか、補助事業とそうでない部分はどうなっているのかとか。それから、補助金をもらわなくてもやっている事例もあるんじゃないかなと思うんです。いろいろな角度から、わかりやすい説明ができるように検証をして、その結果を踏まえて出していきたいなということが一つです。

それから、飼料需給計画、たしか去年も申し上げたような気がするんですが、今回、全体像がわかるような工夫をしていただいているように思います。

ただ、この需給計画を今の時期にお話しになる。今日の参考資料に畜産物価格の決定内容とか、資料として

配られております。

私の経験ですと、価格決定のベースになるということで、かつては一番早く飼料問題が論議された。今回も畜産の審議会では最初に論議されたのかどうか知りませんが、特に世界の穀物需給がこういうことになっている、全体的な飼料需給がどうなっているかということ踏まえて価格決定がなされていたのが通例だったと思うんですけど、この時期に、法律的に言えば、飼料需給計画は農林大臣が決めると書いてありますから、決める時にどこに諮れとも何も書いてないので、恐らくこの懇談会でどんな意見が出て大臣が決めるということになるんだと思うんです、法律的には。

しかし、実際的には、エサの問題がきちんと整理された上で、それらを踏まえて畜産全体の状況を整理し、価格決定というのが順序ではないかなと思うんです。ことし、順番が最後に回ったのは特段の理由があるんでしょうか。

去年、「飼料課」の名前が消えたことが、飼料についての行政の力が落ちるということにつながるようになってほしいというのをお願いしたような気がするんです。今までやっていた順番が今になったという、ひがみっぽくそういうふうにとらえる人も出てくるんじゃないかと。

○塩田畜産振興課長 一言だけ、そういう考えは全くございません。昨年、一昨年と、3月の中で前後している状況があったんですが、今年もそういうことを特に意識していることはございません。

また、前回の価格のときにも、飼料の問題につきましては、一定の前提というんですか、今の状況を把握しながら決めていった。今日の御審議も、そういう中で、この需給計画あるいはいろんな諸般の御意見等を、例えば、16というよりも、むしろ17に向けて、あるいは先程の部長のように、今後の大きな流れの企画部会等に反映していきたいと考えております。

○阿部座長 時間になりましたので、そろそろ終わりにしたいと思います。

きょう、いろんな御意見をいただきましたけども、その柱の一つとしては、自給率を向上させるために皆さん、いろんな施策を立てられ、そして努力されているんだけど、なかなかそれが上がっていかない。ジレンマがあるわけですが、それをこれから解消していくためにはどうするかという非常に貴重な御意見がいろいろあったと思います。きょうの委員の先生方の意見を工程表あるいは飼料関連の施策の中に反映していただくということで、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

今日は、委員の先生方、本当の年度末のお忙しいところを御出席いただき、いろいろ御意見をいただきまして、ありがとうございました。

閉 会

○阿部座長 事務局の方で、何かございますでしょうか。

○塩田畜産振興課長 本日はどうもありがとうございました。

御意見を賜る時間が非常に短くなりまして、本当に申しわけございません。今日の話、畜産の生産構造をめぐりながら、それぞれの施策のやり方、あるいは、これからの大きな畜産の流れの中でいろいろ分析等もしていきたいと思います。

いずれにしましても、今日の御意見、長時間、ありがとうございました。